

2024（令和6）年度

浄土真宗本願寺派 安芸教区

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）

計画書



< 共命鳥 >

共命鳥(グミョウチョウ)は、一つの身体に二つの頭をもつ鳥です。考え方、生き方が違っていても、そのいのちはつながっているという、鳥に姿をかえられた仏さまのみ教えを表しています。

「すべてのいのちの尊さや、存在を大切にしよう社会」のシンボルが共命鳥です。戦争をなくし、平和を願う安芸門徒のシンボルとしてかけます。



「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）安芸教区委員会

<http://www.aki.or.jp/>

【 目次 】

《 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 》

- 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
総合基本計画・重点プロジェクト……………1
- 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)・重点プロジェクトの
さらなる推進<2024年度>について……………5
- 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
安芸教区総合基本計画・安芸教区重点プロジェクト……………9
- 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
安芸教区委員会 各部会について ……………15
〈常任委員会〉 〈重点プロジェクト部会〉 〈人権・平和部会〉 〈DX推進部会〉
〈社会部会〉 〈門信徒教化部会〉 〈ご縁づくり推進委員会〉
〈勤式推進委員会〉 〈教区報編集委員会〉

《 資料 》

- 2024(令和6)年度「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
推進協議会 開催要項・開催報告書…20
- 2024(令和6)年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項・実施報告書…23
- 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
研修会講師派遣にかかる対応について(実施要項)・申請書……………25
- 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
人権啓発推進僧侶研修会 開催要項・報告書・講師派遣案内・
講師派遣申請書・講師派遣報告書・講師派遣申請書(宗派)……………28
- 2024(令和6)年度「安芸教区研修講師派遣制度」
開催要項・研修講師名簿・派遣申請書・開催報告書……………38
- 2024(令和6)年度 安芸教区門徒推進員養成連続研修会
開催助成金交付要項・申請書・開催予定表……………42

《 所属団体活動計画書 》

- 2024(令和6)年度 各団体活動計画……………45
〈布教団〉 〈仏教婦人会連盟〉 〈寺族婦人連盟〉 〈仏教壮年会連盟〉
〈仏教青年連盟〉 〈スカウトクラブ〉 〈少年連盟〉 〈保育連盟〉
〈門徒総代会〉 〈矯正教化連盟安芸教区支部〉 〈講社協議会〉
〈門徒推進員連絡協議会〉 〈ビハーラ安芸〉 〈社会福祉推進協議会安芸教区支部〉

《 宗則・宗則施行条例・区令 》

- 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則……………64
- 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例……………69
- 「御同朋の社会をめざす運動」安芸教区委員会設置規則……………72

《 名 簿 》

- 教区関係者名簿……………75
 - 〈安芸教区委員会〉 〈組重点プロジェクトリーダー・サブリーダー〉
 - 〈教区会議員〉 〈組長〉
 - 〈重点プロジェクト部会〉 〈人権・平和部会〉 〈社会部会〉
 - 〈DX推進部会〉 〈門信徒教化部会〉 〈ご縁づくり推進委員会〉
 - 〈勤式推進委員会〉 〈教区報編集委員会〉
 - 〈布教団〉 〈仏教婦人会連盟〉 〈寺族婦人連盟〉 〈仏教壮年会連盟〉
 - 〈仏教青年連盟〉 〈スカウトクラブ〉 〈少年連盟〉 〈保育連盟〉 〈門徒総代会〉
 - 〈矯正教化連盟安芸教区支部〉 〈講社協議会〉 〈門徒推進員連絡協議会〉
 - 〈ビハーラ安芸〉 〈社会福祉推進協議会安芸教区支部〉

おんどうぼう
「御同朋の社会をめざす運動」

じっせんうんどう
(実践運動)

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」(『宗制』)をめざし宗門(浄土真宗本願寺派)全体で推進する運動です。

この運動は、「本願を究極の依りどころとして生きられた親鸞聖人に学び、つねに全員が聞法し全員が伝道して、わたくしと教団の体質を改め、差別をはじめとする社会の問題に積極的にとりくみ、御同朋の社会をめざす」基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらにみ教えを宗門内外に広く伝えていき、同朋教団として非戦・平和、差別・人権の問題に取り組みながら、多様な活動をより広く実践していくことをめざして、2012(平成24)年4月から始動しました。

2016(平成28)年には、専如門主は伝灯奉告法要に際し、ご親教『念仏者の生き方』において「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心になうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とご教示され、『念仏者の生き方』が私たちの実践してきた「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)に通じるとお示しく下さいました。

私たちは、阿弥陀如来の智慧の光明に照らされるとき、良いことは何一つできない、苦しみの世界から抜け出せないということが徹底的に知らされてきます。それと同時に、そのような私であるからこそ救わずにはおられない阿弥陀如来の慈悲に包まれていることに気づかされ、自ずと大きな喜びと深い感謝の念に満たされます。そして、この私の日暮らしはいまだこの世にある限りは、日々何かを為しながら生きていることにも気づかされていきます。私が為してきたことの結果がこの社会であり、その社会のあり方のゆえに苦しめられている人々がいます。他人事としての苦しみがあるのではなく、まさしく私とその苦しみの原因の一部を為しているという慚愧の思いが伴います。み教えに出遇った喜びと、慚愧の思い、ここに、自分の生き方が、阿弥陀如来の慈悲によって生かされる私たちの姿が、新しく開かれてきます。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀如来のはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。親鸞聖人は、阿弥陀如来の救いを依りどころとして、ともにお念仏を

喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、世の中であって苦しむ人々に対し「いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり」とご自身の上にとらえられて、ともに生き抜かれました。同朋とは、社会の最も弱き立場にあるものを顧みてこそそのものなのであり、それでこそ真の僧伽が形成されていくことを教えてください。その親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことが、まさしく私たち念仏者一人ひとりに問われているあり方といえるのでしょう。

私たちは、私たち自身がつくりあげてきたこの社会であって、人権や平和という、ともに生きるための課題がしっかりと共有されているかを確認することが大切でしょう。私たちには戦争に加担し、差別を助長してきた歴史があります。その歴史を遠い過去のものとしてしまうのではなく、いまを生きる私たちの課題としていくことが重要です。そのことは、いまも私たちが平和に背き人権をないがしろにしている姿を明かしていきます。また、私たちは異なる状況や環境のなかで、国や地域、性や家庭や職業、世代や時代というそれぞれの立場であって、特有の課題にも向き合いながら、ともに生きることを疎外し、いのちの共感を妨げているものを、み教えに基づき、私たち一人ひとりがそれぞれに知らされ見抜いていくこともさらに大切です。

現代社会は、他者や自然を都合のいい道具や単なる手段の一部とみなす人間の本性が加速し、多様な価値観を認め合えずに、互いに対立し合っているのではないのでしょうか。続発する災害、エネルギーや環境の問題、経済格差による貧困問題、自死・孤立、生きづらさや無自覚の攻撃性、さらにはテロや武力紛争・戦争、差別を含む人権抑圧などの様々な悲しみと苦悩の現実があります。また、人口流動や家族形態の変化、過疎や少子高齢化、子どもや若者へのご縁づくり、国際的な伝道、法要や葬儀儀礼の簡略化など、様々な問題と課題に直面し、私たちの伝道活動がたいへん難しくなっています。

世の中における私たちのいのちの営みと真実のみ教えの相続の前に山積する、こうした課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。専如門主は、こうしてご本願に生かされて生きる私たちの姿について、「自分だけの安穩を願うような自己中心的な生き方から、人々の苦悩をともにしていき生き方への転換であり、そこから大智大悲という如来のお徳を真実と仰ぎ、それに沿うよう努める念仏者の生き方が開かれてきます」（『親鸞聖人御誕生 850年・立教開宗 800年慶讃法要御満座の消息』）とご教示くださいました。私たちは宗門の英知を結集しながら、ともに「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）を更に推進いたしましょう。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨を簡潔に表したスローガンを掲げます。

【 結ぶ絆から、広がるご縁へ 】

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。

その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざして実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

今期も、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>—子どもたちを育むために—に定め、宗門での一体感を持って取り組むこれまでの方針を踏襲します。宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

その一方で、それぞれの現場においては、早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、引き続き各教区(沖縄特区)・各組において独自に定めた実践目標を設定していただくことも可能です。その場合は、独自に定めた実践目標にも取り組んでいただきながら、併せて宗門全体の実践目標である<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>—子どもたちを育むために—に取り組みしましょう。

重点プロジェクトを推進するにあたり、僧侶・門信徒のさらなる積極性をもとに、仏教婦人会や仏教壮年会、保育連盟、ビハーク活動団体などの関係諸団体をはじめ、各々の地域の福祉行政や民間団体との連携を図ることで、お互いの既存の関係をより深いものにし、また、新しい関係性を構築していく事例も多くみられます。僧侶と門信徒がともに、み教えと人権・平和への学びを深め、教学的課題と社会的課題へと向かい合い、個々の現場である寺院や組、教区(沖縄特区)がよりいっそう活性化されるように、英知を持ち寄りましょう。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>

—子どもたちを育むために—

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロを引き起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人々が共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では、戦没者追悼法要をはじめ、戦後長く非戦平和への取り組みを進めてきました。そして、2015(平成 27)年の戦後 70 年を機縁として、3年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、平和貢献策に関する議論を積み重ねました。それを踏まえ、公聴会などで様々な意見をいただきました。そして、暴力・貧困・差別・不平等など戦争が起きる原因がない状態としての平和をめざす観点に立ち、平和実現のために国内外の貧困の克服に取り組むことが、今後注力すべき課題であると総合的に判断しました。

また、「子どもの貧困」は、社会的に弱い立場にある子ども自身ではどうすることもできない貧困です。そして、そうした貧困は、やがて次世代へと連鎖していく傾向があります。念仏者として、子どもたちに寄り添うことが求められています。さらに、国際連合でSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状を踏まえ、2018(平成 30)年度より、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、<貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～>—子どもたちを育むために—を重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践し、生存に関わる貧困・人権を侵害する見えにくい貧困の克服に、今後も継続して取り組みます。

2025(令和 7)年に戦後 80 年を迎える今、いまだ世界中で戦争や紛争は絶えず、分断や対立はますます深まり、格差・貧困が深刻な問題となっています。私たちの取り組みは、今まで以上に重要になっているといえるでしょう。

(3) 推進期間

2024(令和 6)年度から 2027(令和 9)年度までの 4 年間

◇宗派公式ウェブサイトから「総合基本計画・重点プロジェクト」・「実践事例」・「基幹運動総括書」などのダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)・重点プロジェクトの さらなる推進<2024年度>

1. 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)について(これまでの歩み)

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)の成果と課題を踏まえ、『宗制』前文にある「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」ことを理念とし、その成果を挙げるための運動として、2012(平成24)年度より宗門全体において推進されている。

実践運動における中核的な取り組みである重点プロジェクトは、当初は各教区(沖縄特区を含む。以下同じ)・各組が独自に実践目標を設定し、主体的に推進する取り組みであったが、2015(平成27)年の戦後70年を機縁として平和の学びを深め、平和貢献策の議論を積み重ねた結果、2018(平成30)年度からの第3期推進期間(以下、「第3期」という)より、宗門全体で一体感を持って活動するための実践目標として、<^{ひんこん} 貧困の克服に向けて～^{ダーナ} Dāna for World Peace～>一子どもたちを^{はぐく}育むために一が定められ、この宗門統一の実践目標に取り組みつつ、併せて各現場の課題に応じた目標にも取り組むかたちで、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの第4期推進期間(以下、「第4期」という)も踏襲され推進されてきた。

この宗門重点プロジェクトの実践目標は、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という宗門の理念・目的を達成するため、さらに仏教徒・念仏者として推進するにふさわしい、具体的な平和貢献活動の一つとして、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した重点プロジェクトの取り組みである。第3期から第4期までの6年間、宗門全体の取り組みとして、この目標達成に向け全国各地において様々な具体的な実践が行われ、僧侶・門信徒のさらなる積極性をもとに、仏教婦人会や仏教壮年会、保育連盟、ビハーラ活動団体などの関係諸団体をはじめ、各々の地域の福祉行政や民間団体との連携を図ることで、お互いの既存の関係をより深いものにし、また、新しい関係性を構築していく事例も多くみられている。

2. 第5期推進期間「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画・重点プロジェクト策定について

2024(令和6)年度より第5期推進期間(以下、「第5期」という。)が始動するにあたり、実践運動総合基本計画(以下、「総合基本計画」という。)については、実践運動・重点プロジェクトの推進にあたって、み教えの上から取り組みの必要性が示されることや基幹運動の理念を継承していることをより理解しやすくできるように、総合基本計画全文の構成を整理した。

重点プロジェクトについては、宗門全体の「実践目標」を定め、宗門での一体感を持って取り組むこれまでの方針を踏襲する。

また、推進期間について、実践運動が始動した当初は1期3年間で進められてきたが、教区の役職者(教区委員会委員2年、教区会議員4年、組長4年)の任期と合わせるため、第3期を2年間として調整し、第4期より4年間の推進期間としたことから、第5期の推進期間についても引き続き、2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間とする。

なお、第5期計画の策定にあたっては、各教区の点検報告に基づくこれまでの教区・組などの推進状況の分析、及び公聴会における宗門全体の意見を踏まえ、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会並びに常任委員会、各教区における意見聴取など、各般に亘り意見を聴取して議論を重ね、最終的に総局において策定した。

3. 今期重点プロジェクトの推進について

スローガンはこれまで通り「結ぶ絆むす きずなから、広がるご縁ひろへ」とし、宗門全体の統一の実践目標は、第3期より推進されている、<貧困ひんこんの克服こくふくに向けて～Danaダーナ for World Peaceフォー ワールド ピース～>一子どもたちを育はぐくむために一を今期も踏襲する。世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践し、生存に関わる貧困・人権を侵害する見えにくい貧困の克服に、今後も継続して取り組む。

その一方で、それぞれの現場においては、早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々である。そのため、従来通り各教区・各組において独自に定めた実践目標を設定して、宗門重点プロジェクトの実践目標と併せて複数の実践目標に取り

組んでいくことも可能としている。

なお、第5期計画における重点プロジェクトの文章については、「貧困の克服」が平和貢献策としての取り組みであるとともに、なぜ「子どもの貧困」に取り組むのか、さらに宗門重点プロジェクトに併せて教区・組が独自に定めた実践目標に取り組むことが可能であることなどについて、よりわかりやすく伝わるよう、第4期の文章から加筆・修正などを行った。

4. 2024(令和6)年度の取り組み

本年度は、教区重点プロジェクトリーダー（以下、「教区リーダー」という。）及び組重点プロジェクトリーダー（以下、「組リーダー」という。）が新たな任期を迎える。引き続き、教区内での実践目標の理念の周知度を上げるべく、教区リーダーへ研修を行い、自らの所掌事項を認識し、各組などに対し活動いただくとともに、組リーダーを対象とした研修会が全教区で開催されることをめざす。

さらに、組リーダーを対象とする研修会をはじめ、各教区・各組における各種研修会へ宗務所員を講師として派遣する講師派遣制度（オンライン出講を基本とする）の積極的な利用を促し、実践目標の理念の周知度向上をめざす。

また、実践目標の具体的な取り組みである「子どもたちの笑顔のために募金」については、2024(令和6)年1月末に第5回目の集計を行い、募金総額は27,318,130円となり、このたびも多くの協賛を得ることができた。毎回2,000万円を超える募金をお寄せいただいていることは特筆すべきことであり、特に昨年度は、親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要期間中における各法要後の募金活動及び聞法会館1階に設置した展示ブースにおける募金奨励等の積極的な募金活動により、大変多くの方々にご協力をいただいた。ご協力をいただいた寺院、門信徒等の皆さまにあらためて感謝の意を表したい。

第5回目の集計を受けて、2024(令和6)年3月開催の「子どもたちの笑顔のために募金」管理委員会の協議を経て、第5次支援として以下の支援を行う。

「支援先(1) Dāna for World Peace! -世界の子どもの笑顔を応援します」では、浄土真宗の有志で国際的に活動する団体からの申請に基づく助成金による支援、ネパールのカトマンズ本願寺と連携した現地の学校整備の支援、また、パレスチナ（特にガザ地区）の子どもたちへ支援団体を通じて支援を行う。

「支援先(2)子どもたちの居場所づくりを応援します」では、子ども食堂や学習支援等の活動を行っている寺院・団体の主催者への助成金支援を通して、国内外の子どもたちの居場所づくりを応援していく。

「支援先(3)施設で暮らす子どもたちの笑顔を応援します」では、浄土真宗本願寺派全国児童養護施設連絡協議会の加盟 15 施設及び母子生活支援施設本願寺ウイスタリアガーデンに暮らす子どもたちへの支援を行う。

これらの支援を支える募金のさらなる奨励として、中央・地方の一貫した取り組みとなるよう、引き続き、教務所長・宗務長・輪番・主管・組長・教区リーダー等に依頼し、各種発行物に募金サイトへの QR コードを掲載し広く周知いただくとともに、行事・会合等において積極的な募金の奨励を行っていただくようはたらきかける。さらに、中央においては本山恒例法要等において積極的な募金活動や、各種研修会等において奨励する。また、具体的な支援先・支援内容・活動事例等を『本願寺新報』や宗派公式 WEB サイト等において発信し、より多くの方に募金の協力をいただくよう奨励する。

募金活動以外では、本年度も運動推進に資するため「教区・特区実践運動推進助成金」「組実践運動推進費」「組重点プロジェクト推進助成金」の交付や、「講師派遣制度」、「連区協議会開催助成金」「重点プロジェクトリーダー推進事務助成金」などを行い、地方における実践運動推進の一助としていきたい。

ご親教『念仏者の生き方』において、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しのお心を体し、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として、英知を結集しながら、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)及び重点プロジェクトを強力に推進してまいりましょう。

以上
重点プロジェクト推進室

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 安芸教区総合基本計画

<2024(令和6)年度~2027(令和9)年度>

1. 基本理念

『宗制』には「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることができる社会の実現に貢献するものである」と記されています。

私たちの宗門では「本願を究極の依りどころとして生きられた親鸞聖人に学び、つねに全員が聞法し全員が伝道して、わたくしと教団の体質を改め、差別をはじめとする社会の問題に積極的にとりくみ、御同朋の社会をめざす」基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)の成果を継承し、課題を克服するため、2012(平成24)年度より「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を推進しています。「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)とは、いのちの尊厳にめざめる同朋一人ひとりが自覚を深め、浄土真宗のみ教えを社会に広めその教えに樹って実践していく運動です。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀如来のはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。親鸞聖人は、阿弥陀如来の救いを依りどころとして、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、ともに生き抜かれました。同朋とは、社会の最も弱き立場にあるものを顧みてこそのものであり、その親鸞聖人のお姿を鑑として互いに支え合って生き抜いていくことが、まさしく私たち念仏者一人ひとりに問われているあり方といえます。

今日の社会は、自己中心の考えがいよいよ強まり、多様な価値観を認め合えずに互いに対立し合っています。また、より豊かな生活を追い求める中で環境破壊やエネルギー問題などの課題があります。さらには、戦争や差別をはじめとするいのちの尊厳を脅かす問題を抱えています。私たちは念仏者として、現代社会が抱える問題に向き合い、自らの問題として受けとめて積極的に取り組んでいくことが大切です。

専如門主は『念仏者の生き方』で「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しの通り、過疎問題をはじめとした様々な課題によって寺院としての役割が十分に発揮できていない現状に鑑み、僧侶と門信徒が共に寺院のあり方を見直すなかで課題を共有し、人々の悩みに応えることのできる寺院活動を展開していくことが最も大切です。

私たちは、お念仏のみ教えを依りどころとして、それぞれの違いを尊重しながら、御同朋の社会の実現に向けて運動を推進してまいります。

2, スローガン

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

3, 実践目標

- ◆＜貧困の克服に向けて ～Dana for World Peace～＞－子どもたちを育むために－
- ◇寺院活動の活性化
- ◇いのちの尊厳を脅かす問題への取り組み
- ◇災害支援活動

4, 期 間

2024（令和6）年度 ～ 2027（令和9）年度

5, 達成目標

- ・宗門重点プロジェクトの周知徹底及び国内や世界の貧困の現状や課題についての学びを深め、克服に向けての具体的取り組みを実践する
- ・人々の悩みに応えることのできる寺院活動を展開する
- ・差別の現実学ぶと共に、さらなる平和への歩みの確立
- ・東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援

6, 推進計画《部会》

＜重点プロジェクト部会＞

教区における宗門重点プロジェクトの実践目標

「貧困の克服に向けて」の具体的取り組み

組重点プロジェクトリーダーとの連携

＜人権平和部会＞

人権・差別問題の取り組みに関すること

非戦・平和への取り組みに関すること

環境問題の取り組みに関すること

「御同朋の教学」のあり方を検討

<社会部会>

- 社会福祉の学びを深める
- 寺院活性化への取り組み
- 各地の災害支援に関すること
- 本派社推協安芸教区支部の運営に関すること

<門信徒教化部会>

- 連研開催に向けての促進
- 教区連研に関すること
- 門徒推進員養成に関すること

<DX推進部会>

- 教区HPの運営と充実
- 教区実践運動計画書の発行
- 時代に即応した広報の模索
- オンラインに関すること

7, 推進計画《特別部門》

<ご縁づくり推進委員会>

- 次代を担う青少年育成に関すること
- 開かれた寺院のあり方を模索

<勤式推進委員会>

- 勤式作法・声明の普及研鑽に関すること
- 法要・儀式に関すること

<教区報編集委員会>

- 教区報「見真」の発行
- 教区報のあり方を検討

以 上

安芸教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点プロジェクト	実践目標	<small>ひんこん こくふく む</small> < 貧困の克服に向けて ~Dāna for World Peace~ > <small>ダーナ フォー ワールド ピース</small> - 子どもたちを <small>はぐく</small> むために -	
	期 間	2024（令和 6）年度～2027（令和 9）年度	
	達成目標	宗門重点プロジェクトの周知徹底及び国内や世界の貧困の現状や課題についての学びを深め、克服に向けての具体的な取り組みを実践する	
	推進計画	令和六年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗門重点プロジェクトの周知徹底 ・ 貧困の現状や課題についての学びを深める ・ 「貧困の克服」に向けた具体的取り組み計画策定
		令和七年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗門重点プロジェクトの周知徹底 ・ 貧困の現状や課題についての学びを深める ・ 「貧困の克服」に向けた具体的取り組みを実践
令和八年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗門重点プロジェクトの周知徹底 ・ 貧困の現状や課題についての学びを深める ・ 「貧困の克服」に向けた具体的取り組みを実践し、教区全体で取り組めるようはたらきかける 	
令和九年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗門重点プロジェクトの周知徹底 ・ 4カ年の取り組みの総括を行い、成果と課題を共有し、次期取り組みの方向性を検討 	

安芸教区 重点プロジェクト

スローガン	結ぶ絆から、広がるご縁へ
-------	--------------

重点プロジェクト	実践目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 寺院活動の活性化 ② いのちの尊厳を脅かす問題への取り組み ③ 災害支援活動 			
	期 間	2024（令和6）年度～2027（令和9）年度			
	達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 人々の悩みに応えることのできる寺院活動を展開する ② 差別の現実に学ぶと共に、さらなる平和への歩みの確立 ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援 			
	推進計画	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">令和六年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで課題を共有する ② 差別の現実に学ぶとともに、非戦平和を願って80年に向けて、さらなる平和への歩みを確かなものにする ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う </td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">令和七年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで共有した課題克服に向けて、具体的な取り組みを計画する ② 差別の現実に学ぶとともに、非戦平和を願って80年の節目を迎えるにあたり、さらなる平和への歩みを確かなものにする ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う </td> </tr> </table>	令和六年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで課題を共有する ② 差別の現実に学ぶとともに、非戦平和を願って80年に向けて、さらなる平和への歩みを確かなものにする ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う 	令和七年度
令和六年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで課題を共有する ② 差別の現実に学ぶとともに、非戦平和を願って80年に向けて、さらなる平和への歩みを確かなものにする ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う 				
令和七年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで共有した課題克服に向けて、具体的な取り組みを計画する ② 差別の現実に学ぶとともに、非戦平和を願って80年の節目を迎えるにあたり、さらなる平和への歩みを確かなものにする ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う 				

		令和八年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで共有した課題克服に向けて、具体的取り組みを实践する ② 差別の現実学ぶとともに、これまでの平和への歩みを次世代へ継承し、さらなる核兵器全廃のための運動を推進する ③ 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う
		令和九年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域と寺院とのつながりを大切にするとともに、門信徒と僧侶が寺院のあり方を見直すなかで共有した課題克服に向けての具体的取り組みの総括 ④ 差別の現実学ぶとともに、これまでの平和への歩みを次世代へ継承し、さらなる核兵器全廃のための運動を推進する ② 東日本大震災をはじめ、あらゆる災害被災地(者)への支援を行う

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
安芸教区委員会 各部会及び特別部門

<常任委員会>

【役割・目的】

- 各部、各団体の活動報告と連絡調整を行いながら、教区実践運動推進状況の把握につとめる
- 教区内外の災害における、あらゆる災害被災地（者）への支援活動を行う
- 寺院振興対策（過疎問題）について、教区寺院振興対策委員会及び各組と連携して具体的な取り組みを行う

【前年度の報告と今後の課題】

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催が難しい状況ではあったが、オンラインを併用するなどして開催し、可能な限り常任委員会のなかで各部会各団体の活動報告と連絡調整をしながら、教区における運動進捗状況の把握につとめた
- ・教区における今後の運動推進体制について検討し、よりよい体制づくりをめざす

<重点プロジェクト部会>

【役割・目標】

- 教区における宗門重点プロジェクトの実践目標<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>-子どもたちを育むために-の具体的な取り組みを推進する
- 組重点プロジェクトリーダーと連携し、教区一体となった推進体制を構築する

【今後の課題・計画】

- ①「貧困の克服に向けて」の研修会
日 時 2025(令和7)年 2月13日(木) 14:00～
会 場 本願寺広島別院 安芸門徒会館「共命ホール」
講 師 検討中
内 容 検討中
- ② 組重点プロジェクトリーダー・サブリーダー研修協議会
日 時 2024(令和6)年 9月13日(金) 14:00～
会 場 本願寺広島別院 安芸門徒会館「共命ホール」
講 師 奥寺憲穂 師（認定 NPO 法人 世界の子どものワクチンを 日本委員会 事務局長）
内 容 世界の子どものワクチンを届ける取り組みについて
- ③ 安芸教区における「貧困の克服に向けて」の具体的な取り組み
・全員が参画できる取り組みとして、ペットボトルキャップ回収の取り組みを展開する。

<人権・平和部会>

【役割・目標】

- 「兵戈無用」の精神のもと、核兵器廃絶を推進し被爆地ヒロシマの願いを伝えていく
- 「実践運動」総合基本計画に基づき、宗門における人権・差別問題に取り組み、世界的な環境問題や多様性社会に即応した取り組みを実践する
- 現代社会の諸問題(いのちの尊厳を脅かす問題等)について教学的な視点から学びを深める

【今後の課題・計画】

- ・ 龍谷大学留学生平和プログラム実施（7月6日～7日）
- ・ 「全戦争死没者追悼法要」勤修（実行委員として）
- ・ 2025年に迎える「非戦・平和を願って80年（仮称）」に向けて
- ・ 「人権啓発推進僧侶研修会」（組同朋研修会）開催奨励
- ・ 教区同朋研修会開催

<社会部会>

【役割・目的】

- 寺院関係者の社会福祉への認識を新たにし、人々の悩みに応えることのできる寺院活動を展開する
- 寺院子弟研修会等の人材育成に資する諸施策を講じ、寺院活動の活性化を図る
- 本派社会福祉推進協議会安芸教区支部の運営主体として同協議会に携わり、教区内の地域社会・病院施設等における実践伝道の輪を広げるための活動を行う
- 矯正教化連盟、更生保護活動、ビハーラ活動との連携を図る

【今後の課題・計画】

- ① お寺と福祉の勉強会
日 時 2024(令和6)年9月27日(金)
会 場 本願寺広島別院 安芸門徒会館「共命ホール」
講 師 ①藤原美喜 師（広島市基町地区で、地域包括支援センターセンター長、
社会福祉士、ケアマネージャーとして福祉・介護事業に携わる）
②桑原正雄 師（広島県感染症・疾病管理センター(センター長)、
県立広島病院(名誉院長)）
- ② 寺院子弟研修会
日 時 202 (令和)年 月 日()
会 場 本願寺広島別院
内 容

<門信徒教化部会>

【役割・目標】

- 仏事の簡素化や法座への参詣者減少などの寺院活動を取りまく課題を解決するための取り組みとして「連研」開催を推進し、僧侶と門信徒が更なる自覚をもって共に実践運動を推進する
- 門徒推進員や連研履修者の教区、組内での活動を支援・協力する

【今後の課題・計画】

① 連研のための研究会

日 時 2024(令和6)年11月22日(金) 14:00～
会 場 本願寺広島別院
講 師 旭 勲 師 (連研中央講師・新潟教区 与坂組 常禪寺住職)
対 象 連研開催組の各寺住職・衆徒・寺族・門徒推進員・連研に関心のある方
内 容 (仮)話し合い法座のコツ・魅力について

② 安芸教区研修講師研修会及び意見交換研修会

日 時 202 (令和)年 月 日() :00～
会 場 本願寺広島別院
講 師
対 象 安芸教区研修講師・門信徒教化部会部員
内 容

③ 連研履修者研修会

日 時 2025(令和7)年2月8日(土)
会 場 広島北組 德行寺
対 象 組連研/寺連研を履修した方・過去に修了した方が対象で中央教修に参加されていない方

④ 連研を知る学習会

日 時 開催時期未定
会 場 安芸教区内寺院・本願寺広島別院他
対 象 組連研未開催組及び休止組の各寺院住職・衆徒・寺族・門信徒・連研に関心のある方
備 考 連研(組連研・寺連研)を始めるための学びの場

⑤ 安芸教区「門徒推進員養成連続研修会」(全12回)

期 日 第4回 2024(令和6)年 4月14日(日)
第5回 2024(令和6)年 6月 9日(日)
第6回 2024(令和6)年 8月25日(日)
第7回 2024(令和6)年10月13日(日)
第8回 2024(令和6)年12月 8日(日)
第9回 2025(令和7)年 2月 9日(日)
基本日程 13:00 スタッフ集合、準備・打ち合わせ、初回の方へ説明
13:30 受付
13:50 開会式<讃仏偈>
14:00 講義(20)
休憩(10)
問題提起(10)
班別話し合い(80)
班報告(20)
まとめ(20)
16:40 閉会式<恩徳讃・次回案内>
会 場 本願寺広島別院「共命ホール」他

⑥「研修講師派遣制度」実施

⑦安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催助成金実施

<DX推進部会>

【役割・目的】

- 教区ホームページのリニューアルに向けて準備を行い、寺院及び門信徒に向けたコンテンツを充実させる
- 教区・組・寺院まで円滑に周知できる情報の発信方法を検討する
- SNSを活用し、教区・組・寺院活動の情報を提供できるよう検討する
- ホームページやSNS等を駆使した情報発信について、教区・組・寺院が研鑽できるよう「情報発信に関する研修会」を継続的に開催する

【今後の課題・計画】

① 情報発信に関する研修会

日 時 202（令和）年 月 日（ ） :00～

会 場 本願寺広島別院

講 師

内 容

② 教区ホームページのリニューアルに向けて

<ご縁づくり推進委員会>

【役割・目標】

- 教化団体間の情報交換、課題を共有する中で、これまでの枠組みを超えた団体間の連携をもって、次代を担う青少年育成—子ども・若者ご縁づくりを推進する
- 僧侶と門信徒が一体となった寺院活動のあり方、開かれた寺院のあり方を探る

【今後の課題・計画】

① 『ピースナイター2024』参加

目 的 ピース折り紙、折り鶴ブース設置を通して、スタジアム内の子ども・若者を中心としたすべての年代の方々と「非戦・平和」への思いを再確認できる場を設け、平和への願い伝承する。

日 時 8月14日（水）18:00 vs 横浜 DeNA ベイスター

会 場 マツダスタジアム ライト側コンコース「どうぶつ広場」

対象者 試合観戦者

② 『School of Buddha』

目 的 世代を超えた多くの方々、特に次代を担う若い方々に仏教のこころを繋いでいくこと、また、これまでお寺にご縁のなかった方に阿弥陀さまのみ教えに遇っていただく

日 時 2月～3月頃

会 場 本願寺広島別院

対象者 高校生

③『PEACE おりがみ』

目 的 世代を超えたより多くの方々に「非戦・平和」を考えていただき、平和への歩みを共にしたいとの願いから、広島東洋カープ球団の協力を得て作製

<勤式推進委員会>

【役割・目標】

- 実践運動の推進に向けて、勤式作法・声明の研鑽普及につとめる。
- 法要儀式を執行するにあたり俗信習慣を見つめなおし、各組において啓発活動を行う。
- 勤式の重要性について、僧侶・寺族・門信徒に理解していただけるよう働きかける。
- 各組における葬送儀礼の現状を把握し、その問題・課題の克服につとめる。

【今後の課題・計画】

- ・教区において「仏事に関する研修会」を総代会・仏教壮年会・仏教婦人会を対象に行っていく。
- ・各組内において、組勤式推進委員を中心とした、研修会（各教化団体向け）を開催できるよう働きかける。
- ・勤式に関する研修会を前期、後期にそれぞれ開催する。（9月、2月頃を予定）
- ・親鸞聖人ご誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要をご縁とし、各組、一般寺院においても法要勤修、研修会等を開催できるよう働きかける。

<勤式前期研修会>

日 時 2024(令和 6)年 11 月 8 日(金) 13:30~
会 場 本願寺広島別院「共命ホール」
講 師 堤 楽祐 師（滋賀教区愛知下組普門寺住職）
内 容 法式故実について

<教区報編集委員会>

【役割・目的】

- 教区報『見真』の発行
- 家族で読んでもらえる『見真』をめざし、次世代のご縁づくりの一助となるよう誌面充実を図る
- 別院教区の情報が伝わりやすいよう、誌面内容の明瞭化を図る

【今後の課題・計画】

購読者増加をはかる施策を検討する

資料

2024(令和6)年度「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進協議会 開催要項

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画・重点プロジェクトに基づき、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向け、門信徒と僧侶が積極的に現実の課題と向き合い、協議することを目的とする。
2. 開催場所 組内寺院、教務所(別院・教堂)、沖縄県宗務事務所、その他。
3. 参加対象者 門信徒(門徒推進員、教化団体役員等)、僧侶、寺族。
4. 内容 (1)「新しい『領解文』(浄土真宗のみ教え)」についてのご消息の周知を図る。
(2)「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)宗門重点プロジェクトの実践目標<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>—子どもたちを育むために—について、自らの課題とすべく、具体的内容を協議する。
(3)宗門重点プロジェクトの実践目標における現場の具体的な課題を共有し、教区、組の実践運動推進委員会へ提言する。
※当該協議会は各組での開催を原則とするが、地域的な諸事情を考慮し2組・3組と合同で開催することもできる。
5. 事務手続き (1)組は開催後1ヵ月以内に教区へ「開催報告書《様式②》」を提出する。
 - ・開催報告書については合同開催の場合も、必ず各組より提出のこと。
 - ・2025(令和7)年3月末日までに提出のこと。(2)教区は組より提出された開催報告書を取りまとめのうえ、(《様式①》)門信徒教化部へ提出する。また開催報告書を教区にて複写し、各組に配布し、共有する。

プログラムの基本日程(例)

時間配分	プログラム	配役
5分	開会式	
10分	協議会のねらい	組長
30分	問題提起	問題提起者
60分	班別話し合い（班別協議）	司会者・記録者
70分	班発表 全体協議（意見交換） まとめ	座長 問題提起者
5分	閉会式	

※適宜休憩

以 上

《様式②》

組「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会 開催報告書

参加寺院数	組内	ヶ寺中	ヶ寺	参加者内訳	門信徒	女性()名・男性()名
開催日時	月	日()	時～時		住職	女性()名・男性()名
会場					坊守	女性()名・男性()名
問題提起者					寺族・衆徒	女性()名・男性()名
話し合い内容					その他	女性()名・男性()名
時間配分	問題提起	()分	話し合法座	()分	班発表・全体協議 まとめ	()分

問題提起内容

話し合いにより見出された、方向性・具体的な取り組みなどについて記入ください	
具体的な内容	門信徒の意見
<方向性>	
<具体的な取り組み>	
<その他、気づいたこと>	

上記の通り報告いたします。

組組長

印

※開催後、1ヵ月以内に教務所までご提出ください。

2024(令和6)年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1. 趣 旨 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの。
2. 活動内容 各組の重点プロジェクトに基づく取り組み
 - ・各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し実施する。
 - ・活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する。
 - ・各組での活動を原則とするが、2組合同・3組以上合同で活動することもできる。
3. 対象期間 2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日まで
4. 助成金 1組あたり20,000円を交付する。(1年度1回の交付)
但し、3組以上合同実施の場合は、50,000円を限度とする。
5. 事務手続 (1)組における事務
 - ・活動後に教務所へ「実施報告書<様式③>」を提出する。(合同実施の場合にも各組より提出)
 - ※報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2025年3月31日までに教務所へ提出する。(2)教区における事務
 - ・組より提出の「実施報告書<様式③>」を精査し、月毎に取りまとめのうえ、所定の申請書式「助成金交付申請書<様式①>」・「実施報告一覧<様式②>」により、毎月、重点プロジェクト推進室に交付申請を行う。
 - ※2025(令和7)年3月取りまとめ分については、2025(令和7)年4月3日(木・必着)までに申請する。
 - ・教区からの交付申請に基づき、重点プロジェクト推進室より月毎に教区宛助成金を交付する。
6. 備 考
 - ・教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う。
 - ・提出された「実施報告書」を重点プロジェクト推進室において活動事例として集約のうえ、宗派公式WEBサイト等で発信する。
 - ・各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める。
7. 添付書類 (1)「助成金交付申請書」<様式①>
(2)「実践報告一覧」<様式②>
(3)「実施報告書」<様式③>

以 上

組 重点プロジェクト 実施報告書

参画寺院数	組内	カ寺中	カ寺	参画者内訳	門信徒	()名
実践目標					僧侶	()名
					寺族	()名
					その他	()名

活動内容
 <実践目標達成に向けて取り組んだ内容を詳細にご記入ください。> ※参考資料があれば添付ください。

活動後の成果<「目標に対する達成状況」、「改善策」、「次回以降の計画」を順に記入ください。>

「目標に対する達成状況」

「改善策」

「次回以降の計画」

その他、特記事項等

上記の通り報告いたします。

組組長

印

※本報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2025(令和7)年3月31日までに提出ください。

<様式③>

2024(令和6)年度 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの。
2. 期間 2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日
3. 対象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)を対象とし、利用回数の上限を次の通りとする。
<利用回数上限>
①連区が主催する研修会等 1回まで
②教区(特区)が主催する研修会等(教化団体含む) 2回まで
③組が主催する研修会等(教化団体含む) 1回まで
(※複数組が合同で開催する場合はその限りではない)
4. 対応内容 【Ⅰ. 派遣講師について】
Ⅰ－(1)「宗務所員を講師として派遣」
伝道本部各室所部管理職、及び総合研究所研究員等、宗務所員をオンラインまたは現地へ講師として派遣。(※宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある。講師の指名は不可。)
なお、派遣にあたっては、オンラインを原則とし、開催会場にオンライン講義を行うための機材やネット環境がない等の理由が認められる場合のみ、現地派遣を可能とする。
- Ⅰ－(2)「宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整」
Ⅰ－(3)「宗派外講師の紹介、調整」
- 【Ⅱ. 講義内容について】
Ⅱ－(1)実践運動にかかる研修会等への講師派遣制度であるため、幅広い内容について、可能な限り対応する。
Ⅱ－(2)法話講師には適用不可とする。
Ⅱ－(3)宗門重点プロジェクト実践目標に関する講義内容は、連区・教区・複数組合同(ブロック)主催の研修会のみ適用可能とする。なお、組(単独)等における宗門重点プロジェクト実践目標に関する講義への対応については、「教区における重点プロジェクト推進体制に関する要綱」に基づき、各教区の重点プロジェクトリーダーが講師として出講することとする。

5. 経費負担 上記 I - (1)「宗務所員を講師として派遣」の場合
 現地派遣にかかる交通費・宿泊費・日当等の経費は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する。
上記 I - (2)「宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整」、及び I - (3)「宗派外講師の紹介、調整」の場合
 招請にかかる経費は、すべて(謝礼含む)主催者側が負担。
6. 事務手続 **【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)主催の場合は②から】**
 ①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡
 ※研修会の 2 ヶ月程前には開催候補日を 2 案以上設定し連絡
 ②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡
 ※研修会の 2 ヶ月程前には開催候補日を 2 案以上設定し連絡
 ③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡
 <上記 I - (1)の場合>
 ④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出
 ※研修会の 1 ヶ月前までに申請書を提出
 <上記 I - (2)・(3)の場合>
 ④詳細について、主催者側から講師へ連絡
 ●事務手続きの詳細は、別添の「事務手続きについて」参照
7. 申請期限 講師派遣制度を利用する場合は、上記「6. 事務手続」に記載の通り、研修会の2 ヶ月程前には開催候補日を必ず2 案以上設定し、事前に推進室まで連絡し調整を行うものとする。
調整後、原則として開催日の1 ヶ月前までに申請を行うものとする。
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記 I - (1)の場合

以 上

年 月 日

総 局 御 中

_____教区教務所長

_____印

2024(令和6)年度 講師派遣について (申請)

標記のことについて、下記の通り申請いたします。

記

1. 申請理由 今般、_____を
開催するにあたり講師を派遣願いたく

2. 派遣方法 オンライン派遣 ・ 現地派遣 (※どちらかに〇をおつけください)

<現地派遣の場合は理由を記入してください>

理由： _____

3. 日 時 _____年 月 日()
時 分 ~ 時 分

4. 会 場 <会場名>
<住 所>
<TEL>

5. 日 程 別紙添付

6. 対象及び
参加者数

7. 講義内容

8. 備 考

以 上

(重点プロジェクト推進室)

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会
開催要項

1. 趣 旨

本研修会は、専如門主よりご教示いただきました、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体して、「実践運動」総合基本計画に基づき、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深めて、自らの課題につなげることを目的にしております。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。

特に、研修課題①については、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する重要性から、全組においての学習を奨励しております。未だ研修課題にされていない組は、今年度必ず「研修課題①」を学習していただきますようお願いいたします。

本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研修課題

① み教えと差別の現実について（*本課題未開催組必須）

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて經典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、栴陀羅 等）

② 感染症・ハンセン病と差別問題について

『ハンセン病差別と向き合うー本願寺教団の歩みと課題ー』2023年3月発行（各寺院1冊配布）の啓発資料を用いて、感染症差別やハンセン病差別の問題について学ぶ。（啓発資料が多数ご入用の場合は、宗派ホームページに本啓発資料を掲載しておりますのでダウンロードのうえご利用ください。）

③ 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないよう『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を用いた研修会を行う。

④ 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

<参考例>

- (1) 同和問題（部落差別解消推進法）
- (2) 外国人差別（ヘイトスピーチ解消法）
- (3) 障害者差別（障害者差別解消法）
- (4) 性の多様性と人権
- (5) 災害と人権

3. 開催期間

2024年度内の開催とします。（できるだけ年内に開催ください）

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院・教堂）・沖縄県宗務事務所・その他

5. 開催方法

年度当初に教区(特区)と組で協議・相談のうえ、課題①を優先的に取り組んでください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

(但し、地域的な諸事情を考慮し、2組、3組と合同で開催することも可能です。)

○全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

[1]教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題①をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い(班別討議)など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

[2]一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋

【研修課題①・②・③をテーマにした研修開催に限る】

- ・研修課題①・②・③をテーマにした開催に限り、同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

同和教育振興会の経費(交通費)負担には限度がありますので、希望の際は、早めに教務所・沖縄県宗務事務所を通じて社会部<人権問題担当>宛、ご連絡ください。なお、予算執行後は講師紹介のみとなり、講師にかかる交通費等の経費については主催者側の負担となります。

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- (1)別紙申請書<様式④>(同和教育振興会宛提出用)を利用ください。
- (2)原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとします。
- (3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4)研修会開催日から2ヶ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を同和教育振興会宛提出ください。

[3]宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題④をテーマにした研修を行う場合】

- ・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます。ご利用の際は重点プロジェクト推進室へお問い合わせください。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開会式 *勤行 *新領解文唱和 *挨拶	趣旨説明含む
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組・沖縄県宗務特別区へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組・沖縄県宗務特別区開催に対して5千円を助成します。
- (3) 2組合同開催に対して、1万円を助成します。
- (4) 3組以上の合同開催に対しては、1万5千円を上限とします。
- (5) 教務所へ報告書が提出された後に教務所より申請されます。研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

(1) 組における事務

※原則として開催日の1ヶ月以内に、教務所・特区事務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等、提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

※報告書は、鉛筆・フリクション(消えるボールペン)等、第三者が消すことのできる筆記具を使用しての記入はしないでください。

(2) 教区における事務

※組より提出の「組開催報告書(様式③)」を取りまとめるうえ、所定の申請用紙「助成金交付申請書(様式①)」「教区開催報告一覧(様式②)」を用いて、月ごとに社会部<人権問題担当>に提出し、交付申請を行う。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。

＜教区における事務・注意事項＞

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より2ヶ月を超えての交付申請は、必ず教務所長名による副申書を添付のこと。

※開催日より3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

※「組開催報告書(様式③)」は、教務所・特区事務所にてコピーし、各組に配布ください。尚、開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用のこと。

教務所・特区事務所からの助成金交付申請に基づき、社会部＜人権問題担当＞にて、月毎に事務処理を行い、各教区宛に一括して助成金を送金致します。

10. 研修資料

- (1) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
 - (2) 『ハンセン病差別と向き合う一本願寺教団の歩みと課題ー』
 - (3) 『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』
 - (4) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
 - (5) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
 - (6) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
 - (7) 同朋運動ブックレット①
『経典にみる差別語を考えるー「栴陀羅」・「女人往生」・「根欠」ー』
(同和教育振興会発行)
 - (8) 教区で独自に選定・作成した資料
 - (9) 『宗報』
2021年 2月号、7月号、9月号、11・12月合併号
2022年 1月号、2月号、7月号、9月号、11・12月合併号
2023年 2月号、8月号、10月号
2024年 1月号、3月号、
- ※上記の(2)(4)(5)(9)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索し、「社会部＜人権問題担当＞よりの啓発資料のお知らせ」よりダウンロードのうえご利用ください。
- ※また、(1)(3)の冊子については、配布可能でありますので、当部までお問い合わせください

11. 添付書類

- (1) 「開催助成金交付申請書」＜様式①＞
 - (2) 「開催報告一覧」＜様式②＞
 - (3) 「研修会報告書」＜様式③＞
 - (4) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」＜様式④＞
 - (5) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」＜様式⑤＞
 - (6) 重点プロジェクト推進室の講師派遣申請＜別様式＞
- ※上記(4)(5)は、同和教育振興会宛提出

以上

《様式③》

()組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」人権啓発推進僧侶研修会報告書

組名	組 (ヶ寺)		会場		
開催期日	月 日 (曜日)		参加寺院数	ヶ寺	
開催時間	時間 分 (: ~ :)		参加者内訳	男性 ()名	
研修課題	<input type="checkbox"/>	①み教えと差別の現実について		僧侶 ()名	女性 ()名
	<input type="checkbox"/>	②感染症・ハンセン病と差別問題についてみ教えと差別の現実について		その他 ()名	住職 ()名
	<input type="checkbox"/>	③過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について			衆徒 ()名
	<input type="checkbox"/>	④教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について			男性 ()名
研修講題				女性 ()名	
講師(役職)	()				
研修形式	<input type="checkbox"/> 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ <input type="checkbox"/> 講義と全体話し合い(質疑応答含む) <input type="checkbox"/> その他 ()				
研修内容について、事前打合せをしましたか？			<input type="checkbox"/> 打合せをした	<input type="checkbox"/> 特にしていない	

※□欄にチェックしてください。

研修日程			
時間	日程	時間	日程
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

資料教材	※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)

◆開催後3ヶ月を超えて社会部へ交付申請のあった場合は、助成金が交付されませんので、予め、ご了承ください。

◆教区より社会部へ交付申請する手続きの関係上、できる限り1か月以内に教区へご提出ください。

◆研修内容把握のため、提供できる資料教材があれば、添付してください。

(裏面へ)

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（研修を受けて感じた、人権・差別に関する意見・感想及び今後の課題・特記事項）

上記の通り報告いたします。

月 日

組 組長

印

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

人権啓発推進僧侶研修会講師派遣ご案内

日頃より、当同和教育振興会の運営にご尽力を頂いておりますこと、厚く御礼申しあげます。

さてご周知の通り、当一般財団法人同和教育振興会は、親鸞聖人の平等の精神に基づいて、部落差別の解決に寄与することを目的としており、特に宗教と部落差別に関する研究調査・啓発活動を行う団体です。

また研究調査・啓発活動のほか、講師団を結成し、同朋運動出前講座(別途要項有)などの講師派遣の事業も行っております。

2024年度、宗派と提携し、下記内容にて講師派遣の事業を行うことになりましたので、ご案内いたします。内容をご覧頂き、ぜひご利用ください。

一般財団法人同和教育振興会

記

<講師派遣内容>

研修課題

- (1) み教えと差別の現実について
- (2) 感染症・ハンセン病と差別問題について
- (3) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

<派遣費用>

○会場までの交通費については当会にて負担

○講師謝礼・宿泊費(交通機関の当の都合上、研修会日程上宿泊費が必要な場合)については主催者側負担

※原則、当日出発・当日帰着可能な講師を選任いたします

<派遣先>

○教区・組に出講いたします。人権啓発推進僧侶研修会にご利用ください。

なお原則、各箇所、年度内1回のご依頼とさせていただきます。

お申し込み方法

社会部人権問題担当へご連絡ください。ご連絡後、折り返し当会よりご連絡させて頂き、申請書を教区を通して、提出頂いてお申し込みとさせていただきます。(FAX可)

お申し込み後、当会にて当会の関係者の中より講師をご紹介してまいります。

講師の指定はできかねますので、ご了承ください。

講師決定後、ご担当者様にご連絡いたします。ご担当者から講師に直接ご連絡頂き、内容・日程の確認をお願いいたします。研修会終了後、別途報告書にご記入いただき、当会にご返送くださいますようお願いいたします。

●予算の都合上、予算に達するご依頼を頂いた時点でお申し込みを締め切らせて頂きますことをご了承ください。

●急な日程の場合等で講師をご紹介できない場合、また遠方からの紹介となります。

研修会開催2か月前までにはお申し込みくださいますようお願いいたします。

●なお事情により、研修会が中止・変更となる場合、至急に講師、また当会へのご連絡をお願いいたします。

報告書の提出

●開催後2ヶ月以内に下記まで「報告書(様式⑤)」を必ずご提出ください。

〒600-8229 京都市下京区油小路通七条上る米屋町167番地
本願寺同朋センター内 TEL075-343-5047 FAX 075-342-2793
e-mail aat67780@par.odn.ne.jp

《様式④》

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）
人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書

○ 研修課題（いずれかに○をご記入ください）

- (1) み教えと差別の現実について
- (2) 感染症・ハンセン病と差別問題について
- (3) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

○ 開催日時（候補日：数案お聞かせください）

①	②	③	④
月 日	月 日	月 日	月 日
: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :

フリガナ

○ 開催場所 _____（ 教区 組）

【住所】

【電話番号】

【最寄り駅】

線

駅

○ 研修会名

○ 対象者

○ 参加人数（概算）

_____ 名程度

フリガナ

申込み団体（ 教区 組）

フリガナ

代表者名前

印

連絡先〒 住所・寺号)	
ご担当者様名)	
電話番号)	FAX番号)
E-mail	年 月 日申込み

以上、講師派遣の申込みをいたします。

教務所確認 印 (個人印 可)	
--------------------	--

《様式⑤》

＜主催者用＞

提出日	年	月	日
-----	---	---	---

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会 講師派遣報告書

名 前

開催日		会場名	
時 間		教 区	
出席者	参加者 名 (内訳)		
研修課題			
日 程			
所 感			
＜ 特記事項 ＞			

※(一財)同和教育振興会宛提出

年 月 日

安芸教区教務所 御中

組

組長

2024(令和6)年度 講師派遣について(申請)

標記のことについて、下記の通り申請いたします。

記

1. 申請理由 人権啓発推進僧侶研修会(研修課題④)開催のため
2. 派遣方法 オンライン派遣 ・ 現地派遣 (※どちらかに〇をおつけください)

<現地派遣の場合は理由を記入してください>

理由: _____

3. 日 時 年 月 日()
時 分 ~ 時 分

4. 会 場 <会場名>
<住 所>
<TEL>

5. 日 程 別紙添付

6. 対象及び
参加者数

7. 講義内容

8. 備 考

(重点プロジェクト推進室)

2024(令和6)年度「安芸教区研修講師派遣制度」について

1. 目的 僧侶と門信徒がともに「現実の私と社会の問題を法に問い、聞き、語り合う」ことで、互いに念仏者としての自覚にめざめ、「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）を推進していくことを目的とした、連研を安芸教区内25組全ての組で開催できるように、連研開催組においては連研の活性化を図り、未開催組及び休止組においては、開催に向けた一助にさせていただく事を目的に、研修講師を派遣する。
2. 内容 連研の開催、充実に向けて研修講師を組・寺院に派遣する。
3. 申請条件 (1)組、寺院主催とし、2024年4月～2025年3月までで開催組においては2回までとし、未開催組及び休止組においては回数制限がないものとする。
(2)日程は開催組・寺院にて決定する。
(3)他の研修会・協議会等との合同開催はできない。
4. 形式 研修講師より連研ノートEの改訂版に則した問題提起を行い、話し合い法座ののち、班報告を行うものを基本とする。なお、組・寺院の実情により、別途形式にて行いたい場合は、安芸教区教務所 門信徒教化部会担当まで相談する。
5. 出講者 安芸教区連研研修講師 ※別途名簿添付
6. 事務手続 (1)組・寺院より開催の3ヶ月前までに、安芸教区委員会 門信徒教化部会宛へ派遣申請を行う。
※研修講師の日程調整を行うため、開催日時・テーマ・日程等が決定次第、電話にて安芸教区教務所 門信徒教化部会担当へ連絡ください。
(2)派遣講師が決定次第、申請者宛通知する。
(3)研修終了後、教区より派遣講師に対して交通費助成並びに諸経費の支給を行う。
7. 申請書式 別紙添付
8. 申請者 (組主催)組長 (寺主催)住職
9. 報告書式 別紙添付
10. 報告者 (組主催)組長 (寺主催)住職
11. 備考 (1)当日の配布資料等は、研修講師と打ち合せのうえ準備ください。
(2)開催報告書は、別紙書式にて開催後1ヵ月以内に安芸教区教務所 門信徒教化部会担当へ提出ください。
12. 問合せ 「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）安芸教区委員会 門信徒教化部会担当
730-0801 広島市中区寺町 1-19 TEL 082-231-0302

以上

安芸教区 研修講師名簿

教区	組名	寺号	氏名
安芸	山県太田	眞教寺	法山 知己
安芸	安芸南	信楽寺	久保 正乗
安芸	安芸北	隨泉寺	鎌田 哲成
安芸	安芸南	明円寺	竹田 嘉円
安芸	佐伯西	勝善寺	醍醐 久美
安芸	安芸南	西教寺	岩崎 智寧
安芸	安芸南	安楽寺	信楽 晃仁
安芸	広島北	報恩寺	高蔵 浩亮
安芸	広島北	徳行寺	三ヶ本 義幸
安芸	佐伯西	西向寺	板垣 公裕
安芸	浦	信楽寺	廣幡 康祐
安芸	山県西	浄土寺	朝枝 泰善
安芸	浦	宝泉寺	菅 知尚
安芸	佐伯西	勝善寺	醍醐 宗昭
安芸	佐伯沖	妙覚寺	長坂 貞則
安芸	沼田	教雲寺	藤井 大樹
安芸	深川	圓正寺	久留島 法暁
安芸	広島北	徳行寺	三ヶ本 義唯

安芸教区研修講師派遣申請書

年 月 日

安芸教区教務所長

榮 俊 英 様

_____ 組 _____ 寺 / 坊 (組長 / 住職)

_____ 印

今般、「 _____ 」を下記の通り開催いたしますので、研修講師の派遣を申請いたします。

記

日 時	第1希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	会 場 : _____ ----- 住 所 : _____ ----- TEL : _____ FAX : _____
テ ー マ	
添付書類	開催要項・日程
担 当 者	
備 考	

以 上

年 月 日

安芸教区教務所長
榮 俊 英 様

組 寺 / 坊 (組長 / 住職)

印

2024(令和6)年度「

」開催報告書

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
参加人数	名	会 場	
出 講 講 師			
研修会の概要・感想			
参加者からの意見・要望等			
今後の課題			
教区門信徒教化部会への要望			
担当者： _____			

※当日配布されたレジュメ及び資料、参加者名簿を添付してください。

2024(令和6)年度

安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催助成金交付要項

1. 趣 旨 話し合い法座を中心に、「法座の問い」に沿って連続的に研修を行い、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)を門徒の立場から強力に推進する門徒推進員を養成する組及び寺院等の連続研修会開催に資するための助成金を交付するもの

2. 交付対象 門徒推進員養成連続研修会(連研)開催要項に基づき開催予定または開催中の組連研及び寺連研等
※ただし、第1回目連研終了後から受付ます。また、連研最終回終了の年度末までの連研に対して交付します。

3. 対象期間 2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日まで

4. 助成金 1期あたり30,000円を交付する
※1期1回の申請のみとする。
また期を遡って申請することはできない。

5. 事務手続 別紙「安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催助成金交付申請書」<様式①>及び「安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催予定表」<様式②>に開催案内(写)を添付して、助成金申請を行う
※ただし、開催案内に予定一覧が記載してある場合に限り、<様式②>の提出は省略できる。

以 上

20 (令和)年 月 日

安芸教区教務所長
榮 俊 英 様

組 組長(寺/坊 住職)

印

2024(令和6)年度
安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催助成金交付申請書

安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催助成金を下記の通り申請いたします。何卒ご高配方よろしくお取りはからいますようお願い申し上げます。

期

1. 申請金 ￥30,000.-

2. 振込先 ふりがな
銀行名

ふりがな
支店名

口座番号

ふりがな
名 義

※銀行名・支店名・名義については、振込先のふりがなまで正確に記入してください

3. 添付書類 (1) 「安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催予定表」

<様式②>

(2) 開催案内(写)

以 上

<様式①>

20 (令和)年 月 日

安芸教区教務所長
榮 俊 英 様

組 組長(寺/坊 住職)

⑩

安芸教区門徒推進員養成連続研修会開催予定表

		組名	寺号・ブロック名	期数
回数	開催日	会場	テ ー マ (内容)	講師名
1	月 日 ()			
2	月 日 ()			
3	月 日 ()			
4	月 日 ()			
5	月 日 ()			
6	月 日 ()			
7	月 日 ()			
8	月 日 ()			
9	月 日 ()			
10	月 日 ()			
11	月 日 ()			
12	月 日 ()			

<様式②>

所属団体 活動計画書

2024(令和6)年度 安芸教区布教団 活動計画書

1. 活動方針

『顕浄土真実教行証文類』(御本典)を基軸として、自信教人信の実践を通して自らが真実信心に生きる念仏者となり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲が正しく、わかりやすく、ありがたく伝わる伝道となるよう更なる工夫に努め、「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現」に貢献する。

2. 重点目標

- (1) 「親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要」のご勝縁で、全布教団員がご消息のお心を体し、法要趣意書及び付帯事項の理解を深め、同じお念仏の道を歩む者同士が、あらためて同信の喜びを分かち合い、宗祖のご誕生と立教開宗の意議を再確認し、実感する機縁となるよう、一般寺院における慶讃法要の修行・奨励、および布教を行う。
- (2) 宗門総合振興計画事業内容「⑩布教線の拡充を推進する」に基づき設置の「布教線拡充検討部会」の成果物である「布教使アンケート調査結果報告書」「布教線拡充に資する提言書」「法座活動に関するアンケート調査結果報告書」を各教区布教団で活用し、布教線の拡充につなげる。
- (3) 「布教伝道に関する現場調査」の結果等を踏まえ、伝統的布教方法を深化させること。さらに、全員聞法・全員伝道の伝道教団として、一人ひとりがこれまでご縁のなかった方にも「伝わる伝道」を実践するため、時代に即応した言葉に重点をおいた布教内容について考える。また、布教伝道の人材育成を担い、もって全寺院における法座活動が活性化するように取り組む。
- (4) 連区・教区の研修会に参加し、布教使として常に自らの研鑽に努める。また、念仏者として他者の苦しみを自らの苦しみとすべく、宗門内外の差別・人権問題に関する研修へ積極的に参加し、部落差別をはじめ、あらゆる差別・被差別からの解放をめざし、「御同朋の社会をめざす運動」を全布教使が強力に推進する。
- (5) 「御同朋の社会をめざす運動」を推進するうえから、全布教使が宗門全体の実践目標である「< 貧困の克服に向けて ～Dana for World Peace～ > - 子どもたちを育むために -」の取り組みの一環である「子どもたちの笑顔のために募金」の奨励、協力をを行い、あらゆる人びとが心安らぐ平和な世界の実現に向けた支援を行う。

3. 研修課題

布教伝道における諸問題の整理と共に、その問題点の研究に取り組む。

○伝道について ○教学について ○社会問題について

4. 活動計画

4月	10(水) 会計監査 16(火) 役員会	10月	1(火) 2(水) 連区青年布教使研修会 【山陰教区】 3(木) 役員会 30(水)31(木) 後期研修会
5月	30(木)31(金) 総会・前期研修会 31(金) 役員会	11月	
6月		12月	10(火) 役員会
7月	1(月) 2(火) 連区布教使研修会 【安芸教区】 25(木) 出版部会	1月	
8月	21(水) 法座部会 30(金) 役員会—台風のため延期	2月	19(水)20(木) 現代布教者育成研修会
9月	7(土) 第31回聞法の集い 17(火) メディア部会	3月	13(木) 役員会

【研修・行事詳細】

<p>(1) 総会・前期研修会 期 日 5月30日(木)・31日(金) 会 場 本願寺広島別院「大会議室」 講師① 佐々木義英 師 講 題 「新しい『領解文』を考える」 講師② 末木文美士 師 講 題 「菩薩の精神と親鸞」</p>	<p>(4) 現代布教者育成研修会 期 日 2月19日(水)・20日(木) 会 場 本願寺広島別院 安芸北組 覺法寺 広陵西組 正善坊 佐伯東組 長福寺</p>
<p>(2) 後期研修会 期 日 10月30日(水)・31日(木) 会 場 本願寺広島別院「大会議室」 講師① 安藤光慈 師 講 題 「(仮)新しい『領解文』 (浄土真宗のみ教え)について」 講師② 小谷信千代 師 講 題 「(仮)現代真宗教学の 問題点について」</p>	<p>(5) 第4連区布教使研修会【安芸担当】 期 日 7月1日(月)・2日(火) 会 場 オリエンタルホテル広島 講師① 伯水永雄 師 講 題 「『み教えと差別の現実』 差別表現からの学び 3.障害者差別について」 講師② 相馬一意 師 講 題 「如来蔵(仏性)思想の概要」</p>
<p>(3) 第31回 聞法の集い 期 日 9月7日(土) 会 場 本願寺広島別院「本堂」 出講者 加藤広慶 師 服部法紹 師 瀧淵良孝 師</p>	<p>(6) 第4連区青年布教使研修会【山陰担当】 期 日 10月1日(火)～2日(水) 会 場 本願寺山陰教堂他 講師① 布教団連合同朋研修講師 講師② 赤井智顕 師 備 考 各教区1名布教実演</p>

5. 重点事業

- ①「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)への参画
- ②本山常例布教(布教団推薦)
 - 4/7 ～ 4/10 松尾亮平 師
 - 6/7 ～ 6/10 岡本法治 師
 - 8/4 ～ 8/7 龍花了相 師
 - 11/28 ～ 12/1 柳父一道 師
 - 2/22 ～ 2/25 細馬洸記 師
- ③第4連区布教使研修会・青年布教使研修会への参加
- ④社会福祉施設等における奉仕布教実施
- ⑤広島別院「日曜真宗講座」への青年布教団員出講
- ⑥「聞法の集い」の実施
- ⑦法座活動活性化に向けた取り組みとして布教大会に協力
- ⑧教区報『見真』への協力(文書伝道の一環として)
- ⑨布教団刊行物の出版
- ⑩布教団ホームページの充実

6. 研究部会

- ◇法座部会 ◇出版部会 ◇メディア部会

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区仏教婦人会連盟活動計画

1. 目 標 御同朋の社会をめざして
2. スローカーソン 念仏に生かされるよろこびを行動へ
3. 活動方針 ご親教「念仏者の生き方」のお心をいただき、「仏教婦人会綱領」の実践につとめる
4. 重点項目
 - A. 若婦人の育成と活動活性化という目標に向け、教区若婦人研修会・ブロック活動を推進する。
 - B. 機関紙「仏婦連盟たより」の発行と充実。
 - C. 心ゆたかなあたたかい人間性をもつ青少幼年の育成に取り組む。
 (継続目標)
 - ◆平和・差別・環境・家族をはじめとする社会の問題に積極的に取り組む。また、各地で発生する災害で被災された方々の悲しみに寄り添い、物心両面にわたり復興に貢献する。
 - ◆恵信尼公についての学びを深める。
 - ◆機関紙『めぐみ』の購読を促進し、併せて教材として活用する。
 - ◆浄土真宗本願寺派の正しい仏前作法を身につける。
 - ◆親鸞聖人ご誕生 850 年ならびに立教開宗 800 年の慶讃法要をご縁とし、学びを深める

行事・活動計画

月	日	内 容	月	日	内 容
4	17(水)	仏婦連盟新旧委員会 10:00～	10	9(水)	教区仏婦連盟委員会 13:30～
	24(水)～ 25(木)	総連盟総会(本願寺)			役員一泊研修会
5	23(木)	総会・実践運動前期研修会 ※22(水)午後前日準備	11	20(水)	仏婦連盟実践運動後期研修会 ※19(火)午後前日準備
6	19(水)	教区仏婦連盟委員会 13:30～	12		
7	6(土)	平和を願う念仏者の集い 参加奨励	2025(令和7)年		
	27(土)	若婦人前期研修会	1	10(金)	教区仏婦連盟委員会 13:30～
8	9(金)	教区仏婦連盟委員会 10:00～	2	8(土) 9(日)	若婦人後期研修会 データ啓発活動 〈広島市内〉 12:00
9	7(土) 18(月) 26(木)～ 27(金)	若婦人OGの集い 千鳥ヶ淵法要参拝奨励 中・四国地区仏教婦人会大会 (山陰教区担当)	3	12(水)	教区仏婦連盟委員会 10:00～ データ募金贈呈式 13:00～

- その他
- ・ブロック活動の推進・・・各ブロックにて役員会・研修会を開催
 - ・ブロック活動等仏婦活動経費の捻出

6. 中央行事
- ・仏教婦人会総連盟総会
 - 4月24日(水) 夕食懇親会(リーガロイヤルホテル京都)
 - 25日(木) 総会(本願寺御影堂)
 - ・仏婦交換学生(北米開教区より受入) 7月4日(木)～11日(木)
 - ・仏教婦人幹部(評議員)研修会 7月19日(金)～20日(土)
 - ※安芸教区から1名(評議員)参加
 - ・如月忌法要 於:本願寺 2025(令和7)年2月7日(金)
 - ・若婦人中央研修会
 - ・若婦人中央研修会修了者のつどい

以上

本願寺広島別院清掃奉仕当番表

2024(令和6)年

1月	広島北組	7月	広陵西組
2月	沼田組	8月	東広島組
3月	高田西組	9月	佐伯沖組
4月	山県中組	10月	佐伯奥組
5月	賀茂東組	11月	志和組
6月	豊田東組	12月	山県西組

2025(令和7)年

1月	山県東組	7月	山県太田組
2月	安芸北組	8月	安芸南組
3月	深川組	9月	佐伯西組
4月	呉東組	10月	高田東組
5月	浦組	11月	高田北組
6月	黒瀬組	12月	広陵東組
2026(令和8)年1月			佐伯東組

2024(令和6)年度 安芸教区寺族婦人連盟 活動計画書

1. 目 標 御同朋の社会をめざして
2. スローガン 念仏に生かされるよろこびを行動へ
3. 運動方針 ご親教「念仏者の生き方」のお心をいただき、お念仏とともに、あらゆる人々が自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する。
4. 重点目標 ①心ゆたかなあたたかい人間性をもつ青少幼年の育成に取り組む。
②寺族婦人として、平和・差別・環境・家族をはじめとする社会の問題に積極的に取り組む。また、各地で発生する災害で被災された方々の悲しみに寄り添い、物心両面にわたり復興に貢献する。
③仏教婦人会活動の推進・発展に協力する。
④地域社会に密着した寺院として「開かれたお寺」をめざす。
5. 活動内容 **■総会**
<日 時> 4月30日(火) 13:30~
<会 場> 本願寺広島別院 安芸門徒会館「共命ホール」
■前期研修会
<日 時> 7月31日(水) 13:30~
<会 場> 本願寺広島別院
<講 題> 武田一真氏(本願寺派司教、安芸北組 龍仙寺住職)
<講 師> 『領解文に学ぶ』
<参加費> 1,000円
■研修旅行
<期 日> 月 日() ~ 日()
<行 先>
■後期研修会
<日 時> 月 日()
<会 場> 本願寺広島別院
■会議
<会計監査> 4月12日
<総 会> 4月30日
<委 員 会> 5月24日 ※随時開催

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区仏教壮年会連盟 活動計画

1. スローガン

ともに聞き まことのよろこびを伝えよう

2. 活動方針

- (1) ご親教「念仏者の生き方」「私たちのちかい」「浄土真宗のみ教え」の意を体し、「仏教壮年会連盟綱領」の精神に則り、積極的な活動を展開する中で社会の諸問題に関心を持ち、念仏者としての行動を起こし、全寺院において仏教壮年の活動を実践する。
- (2) 会員拡充のための活動を積極的に行えるように、教区仏教壮年会連盟は全体のまとめ役を担い、組仏壮連盟・寺院仏壮の実際の活動を支援する。

3. 重点目標

- (1) あらゆる社会の諸問題に関心を持ち、念仏者としての行動を起こす。
- (2) 「寺院仏壮」50%以上、「組連盟」全組結成をめざし、組織の活性化を推進する。
- (3) 他の教化団体との連携を積極的に推進し、仏壮の立場を確立する。
- (4) 災害被災地・被災者への支援を継続的に行っていく。
- (5) 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)に積極的に取り組む。

4. 活動計画

(1) 推進活動

- ① 寺院仏壮結成の支援・組連盟化の推進
- ② 組における研修会開催の推進及び助成(年2回 研修補助費を助成)
- ③ 『朋友-浄土真宗入門のてびき-』『おみのり帳』の普及・活用
- ④ 仏壮式章・式章入れ・仏壮バッジの着用奨励
- ⑤ 子ども・若者ご縁づくり(キッズサガ)を積極的に推進
- ⑥ 各地災害被災地の復興活動に対する支援
- ⑦ 貧困の克服に向けて取り組む

(2) 研修活動

- ① 総会及び寺院仏壮研修会
日 時 2024(令和6)年5月11日(土) 13:30~
場 所 本願寺広島別院
講 師 榮 俊英 師(安芸教区教務所長・安芸教区仏教壮年会連盟会長)
内 容 次世代へのご縁づくり
- ② 教区仏教壮年会連盟理事・幹事日帰り研修会
日 時 2024(令和6)年7月27日(土)
行き先 耕三寺・万福寺
- ③ 教区仏教壮年会連盟理事・幹事研修会
日 時 2024(令和6)年12月6日(金) 14:30~
場 所 本願寺広島別院
講 師 海谷 真之 師(佐伯沖組光源寺)
内 容 講師と確認のうえ決定

④ 寺院仏壮研修会

日 時 2025(令和7)年1月18日(土) 14:00～
場 所 本願寺広島別院
講 師 足利 一之 師 (仏教壮年会連盟講師)
内 容 講師と確認のうえ決定

⑤ 第32回「公開講座」

日 時 2025(令和7)年3月8日(土) 14:00～
場 所 本願寺広島別院
講 師 観山 正見 師 (賀茂東組長圓寺住職・広島大学特任教授・元国立天文台台長)

(3) 広報活動

- ① 宗派仏教壮年会連盟機関紙「朋友」の配布
- ② 安芸教区仏教壮年会連盟会報「光輪」の発行(第50号)
- ③ 「本願寺新報」・「大乘」の購読奨励

(4) 派遣活動

- ① 中央研修会【本願寺】
開催期日：2025(令和7)年2月予定

(5) その他

- ① 第4連区 仏教壮年会連盟連絡協議会
開催期日：2024(令和6)年5月25日(土)～26日(日)
- ② 第4連区 「仏教壮年会セミナー」
開催期日：2024(令和6)年9月予定
- ③ 常任理事会 4月4日(木)・10月24日(木)・1月(新年互礼会と同日開催)
- ④ 理事会 4月9日(火)・11月3日(日/祝)・2月6日(木)
- ⑤ 各種部会
- ⑥ 別院清掃奉仕・・・2024(令和6)年11月3日(日/祝) 10:30～
- ⑦ 平和を願う念仏者の集いへの参加・・・2024(令和6)年7月6日(土)
※全戦争死没者追悼法要へ参拝奨励

5. 会員の生活実践

- (1) 帰敬式を受式し、門徒としての自覚を持つ。
- (2) 「浄土真宗の教章(私の歩む道)」のお心を味わい、お念仏の生活を送る。
- (3) 次世代への伝承につとめる。
 - ① 家族とともに仏さまにお参りをする。
 - ② 法要行事に家族そろって参加する。
 - ③ キッズサンガを推進し、子ども・若者層へのご縁づくりとなるようはたらきかける。
 - ④ 実家を離れた子や孫に、ご本尊「いちょう」「きく」等を贈り、信仰生活の環境作りを支援する。
- (4) 知人友人を誘い、朋友の輪を拓げる。
- (5) 寺院での初参式・成人式・仏前結婚式等の行事を奨励する。
- (6) ビハーラ活動に積極的に取り組む。
- (7) 「食事の言葉」の周知に取り組む。
- (8) 通夜・葬儀・年回法要など仏事の際の式章着用を奨励する。

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区仏教青年連盟 事業計画

1. スローガン

自分を見つめ、できることから始めよう！

"Reflecting on yourself, start doing what you can!"

2. 活動方針

さまざまな悩みを持つ青年が、仏教青年活動を通して親鸞聖人のみ教えを学び、それぞれが輝いていけるよう仲間づくりを行う。

3. 重点目標

- (1) 「子ども・若者ご縁づくり」に積極的に取り組む。
- (2) 各教化団体との交流・連携を積極的に行い、関係を深める。
- (3) ブロック行事の充実・発展を図る。
- (4) 現代社会における諸問題に向き合う。
- (5) 貧困問題に取り組む
- (6) 各地災害被災地の復興活動に対しての支援

4. 活動計画

① 会議

◇会計監査

期 日 2024(令和6)年7月1日(月)

会 場 本願寺広島別院 研修室①

◇委員会(総会)

期 日 2024(令和6)年7月5日(金)

会 場 本願寺広島別院 研修室②

◇委員会(年数回開催予定)

② 教区行事

期 日 未定

会 場 本願寺広島別院

③ 協力行事

◇ピースナイター<サンガ部会>

期 日 2024(令和6)年8月14日(水)

◇第55回報恩講子ども大会<少年連盟>

期 日 2024(令和6)年10月12日(土)

④ 宗派行事

◇青年教化指導員研修会

期 日 2024(令和6)年2月3日(月)~4日(火)

会 場 浄土真宗本願寺派 伝道本部3階 大会議室他

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区スカウトクラブ 活動計画書

1. スローガン 仏教章を胸に
2. 運動方針 専如門主ご親教「念仏者の生き方」ならびに「私たちのちかい」の意を体し、豊かな聞法者を育成するためのスカウティングの充実と組織拡充に努める。
3. 重点目標
 - 1) 東日本大震災をはじめとする被災地への支援活動継続的展開
 - 2) 聞法者の育成ーちかいとおきての実践を通してー
 - 3) 組織の拡充
 - 4) 各教化団体と情報交換し、「子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー」に積極的に取り組む
4. 行事計画
 - 常任理事会・理事会
期 日 2024(令和6)年6月9日(日)
会 場 本願寺広島別院 研修室①、大会議室

 - スカウトリーダー研修会 ※理事会後に開催
期 日 2024(令和6)年6月9日(日)
会 場 本願寺広島別院 大会議室
講 師 霊岳弘志氏 (安芸教区スカウトクラブ理事長)

 - スカウトキャンプ in 広島別院
期 日 2024(令和6)年6月29日(土)～30日(日)
会 場 本願寺広島別院 境内

 - 仏教章研修会 (半日研修)
期 日 2024(令和6)年7月14日(日)
会 場 本願寺広島別院 共命ホール、大会議室

 - スカウト報恩講
期 日 2024(令和6)年11月10日(日)
会 場 本願寺広島別院 本堂、共命ホール

 - 仏教章研修会 (1日研修)
期 日 2024(令和6)年11月24日(日)
会 場 本願寺広島別院 大会議室、共命ホール、安穩の間

 - 常任理事会
期 日 2025(令和7)年3月
会 場 本願寺広島別院 研修室①、大会議室

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区少年連盟 活動計画

1. スローガン 子どもの声が聞こえるお寺に
2. 活動方針 阿弥陀さまのお慈悲の中で子どもと共に、自他の存在を大切に、それぞれが輝いて生きてゆきたいという願いのもと、全寺院での少年教化活動の促進をはかる。
3. 重点目標
 1. 全寺院における少年教化活動の促進をはかるため、組織の充実、人材の養成、教材の開発、情報の発信、広報の拡充を行う。
 2. 日曜学校・子ども会を経験した子どもたち(特に中学生)への継続的なアプローチ方法について研究と提案をしていく。
 3. 全寺院へ「キッズサンガ」の推進を行うことで、さらなる少年教化に対する意識の高揚と拡充・発展をはかり、子ども・若者層へのご縁づくりにつながる活動に取り組む。
 4. スローガンを具体化するために、家庭における家族礼拝を促進する。
 5. 被災地にかかる少年教化活動支援に取り組む。
 6. 貧困問題に取り組む
4. 部門活動 少年教化活動推進者の養成、及び単位会開設・登録促進のために活動。
◆報恩講子ども大会実行委員会 … 第55回報恩講子ども大会の企画・運営。
5. 事業計画
 1. 総会
【期 日】2024(令和6)年5月24日(金)13:30
【会 場】本願寺広島別院 共命ホール
 2. 前期指導者学習会
【期 日】2024(令和6)年5月24日(金)14:30
【会 場】本願寺広島別院 共命ホール
【講 師】苗村 隆之 先生(京都教区 正住寺)
 3. 第55回報恩講子ども大会
【期 日】2024(令和6)年10月12日(土)
【会 場】本願寺広島別院 全館
【参加費】1,000円
 4. 後期指導者学習会
【期 日】2025(令和7)年2月予定
【会 場】本願寺広島別院
【講 師】未定
 5. 安芸教区少年連盟広報
安芸教区少年連盟のホームページ
6. 中央行事
 1. 第1回少年連盟評議員会
【期 日】2024(令和6)年6月24日(月)
【会 場】浄土真宗本願寺派伝道本部 ※本願寺集合形式

2. 第24回 少年教化寺族女性研修会
【目 的】 女性指導者の養成及び研修
【期 日】 2024(令和6)年9月10日(火)～11日(水)
【会 場】 聞法会館
【募集人数】 64名(各教区・特区2名程度)
【参加費】 14,000円
 3. 第2回少年連盟評議員会
【期 日】 2025(令和7)年1月又は2月
【会 場】 浄土真宗本願寺派伝道本部 ※Web併用
 4. 第43回少年連盟中央研修会
【目 的】 ほとけの子どもとしての自覚を高め、今後日校・子ども会活動における中心的存在の育成
【期 日】 2025(令和7)年3月(春休み期間)
【会 場】 本願寺・聞法会館他
【募集人数】 50名
【参加費】 12,000円
7. 中・四国行事
1. 中・四国ブロック少年連盟連絡協議会(担当:四州教区)
【期 日】 2024(令和6)年4月16日(火)～17日(水)
【会 場】 本願寺塩屋別院
 2. 中・四国ブロック少年連盟指導者研修会(担当:四州教区)
【期 日】 2024(令和6)年6月20日(木)～21日(金)
【会 場】 本願寺塩屋別院
【内 容】 1日目…中島 宏 先生(九州あそびの研究所 所長)
子ども向けゲームの体験 遊びのマーケット
2日目…丸亀市消防本部
救命救急についての研修

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区保育連盟 活動方針・事業計画

1. 基本方針 人間形成初期の乳・幼児期における保育の重要性が指摘されるなかで、特に今求められている「こころの教育」を推進する基盤として、宗教的情操教育に期待するところは極めて大きなものがある。この時期にあたり、宗祖親鸞聖人の生き方に学び、「まことの保育」の一層の充実と進展に努め、乳・幼児保育の確立をはかるとともに、卒園児に向けてみ教えを継続して伝えていくためのサポート体制を推進する。
 2. スローガン 「親鸞聖人の生き方に学び、まことの保育を広めよう」
 3. 研修テーマ 「思いやり 支え合い とともに育ち合う」
～阿弥陀さまの御心(みこころ)・願い・利他心～
 4. 重点目標
 - ① 教区、ブロック、及び中央の研修会への積極的参加
 - ② 研修活動の充実によるまことの保育者の育成
 - ③ テキスト『真宗の教えとまことの保育』、及びサブテキスト『真宗の教えとまことの保育』に学ぶ、並びに「幼児のおつとめ」DVDの普及・活用
 - ④ 保護者向け冊子『知っておきたい まことの保育 ～であいのよろこび～』の普及活用による「まことの保育」への理解の促進
 - ⑤ 『保育資料』の内容充実をもつての個人購読の推進
 - ⑥ 「まことの保育教育相談」「こころの悩み相談」「施設創設・運営相談」の各種相談窓口の周知
 - ⑦ 保育連盟加盟園に向けた「災害保険制度」(集団扱)の周知・奨励
 - ⑧ 宗門の重点プロジェクト実践目標である『〈貧困の克服に向けて～Dāna for world peace～〉-子どもたちを育むために-』の教区・組・寺・自園等による具体的活動実践への積極的参画
 - ⑨ 被災者への支援に積極的に取り組む
 5. 事業内容
 - ①2024(令和6)年度 総会
期 日： 2024(令和6)年5月28日(火)16:00～
会 場： 本願寺広島別院「大会議室」
 - ②まことの保育研修会
期 日： 2024(令和6)年10月23日(水)14:00～
会 場： 本願寺広島別院「大会議室」
 - ③新任職員研修会
期 日： 2025(令和7)年3月7日(金)9:40～
会 場： 本願寺広島別院・真和保育園(保育現場見学)
- 【ブロック行事】
- 第45回中四国ブロックまことの保育大学講座(山口教区担当)
期 日： 2024(令和6)年7月30日(火)～31日(水)
会 場： 本願寺山口別院

【中央行事】

①降誕会「園児のつどい」

期 日： 2024(令和6)年5月20日(月)

会 場： 本願寺

②まことの保育全国セミナー

期 日： 2024(令和6)年6月25日(火)～26日(水)

会 場： 築地本願寺

③第65回仏教保育大学講座（本願寺派担当）

期 日： 2024(令和6)年8月1日(木)～4日(日)

会 場： 本願寺

④第62回まことの保育中央講座

期 日： 2024(令和6)年8月18日(日)～20日(火)

会 場： 本願寺、聞法会館

⑤第10回まことの保育指導者養成中央講座

期 日： 2025(令和7)年1月下旬(2泊3日)

会 場： 本願寺、聞法会館

⑥真宗保育学会への参画

期 日： 未定

会 場： 武蔵野大学

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区門徒総代会 活動計画書

1. 目 標 「御同朋の社会をめざして」
2. 方 針 門徒総代として自ら聞法にはげみ、念仏者の自覚のもと、寺門の護持発展に寄与する
3. 重点施策
 - (1) 宗務の基本方針の推進に寄与する
 - (2) ご親教「念仏者の生き方」に学ぶ
 - (3) 『「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 宗門重点プロジェクト<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>-子どもたちを育むために-』に取り組む
 - (4) 門徒総代式章の一層の普及に努める
 - (5) 『門徒総代として一步もう住職とともに一』(門徒総代のしおり)の普及に努める
 - (6) 次世代の門徒総代を育成する
 - (7) 帰敬式の受式を奨励し法名入り名札の頒布拡大に努める
4. 活動内容
 - 総会・研修会
 - <日 時> 6月28日(金)13時30分～
 - <会 場> 本願寺広島別院「本堂」「共命ホール」
 - <講 題> 『門徒総代に期待されていること』
 - <講 師> 榮 俊英 氏(安芸教区教務所長・本願寺広島別院輪番)
 - <対 象> 安芸教区内各寺院より3名
 - 総代研修会
 - <日 時> 11月14日(木)13時30分～
 - <会 場> 本願寺広島別院「本堂」「共命ホール」
 - <対 象> 安芸教区内各寺院より3名
 - 幹事研修会
 - <日 時>
 - <会 場>
 - <対 象> 幹事(組代表者)
 - 会議
 - <会計監査> 4月25日
 - <役員会> 5月17日、6月17日 ※随時開催

以 上

2024(令和6)年度 矯正教化連盟安芸教区支部 事業計画書

1. 目的 浄土真宗の教義に基づいて、宗教教誨及び篤志面接活動の発展につとめ、矯正教育の推進に寄与する。(本派矯正教化連盟規約第3条より抜粋)
2. 教誨師・篤志面接委員綱領
浄土真宗本願寺派の教誨師及び篤志面接委員は、我が国の宗教教誨の礎石を築いた先輩の偉業を継承し、親鸞聖人の遺弟としての自覚のもと、御同朋御同行の精神に徹し、もって矯正施設被収容者の宗教教誨と篤志面接活動を行う。
3. 重点目標
 - ① 管区支部連絡協議会の活動促進（教区支部間の連携）
 - ② 教区支部の活動促進
 - ③ 『浄土真宗本願寺派教誨師必携』に基づく自己研修の重視
 - ④ 被収容者の宗教意識及び宗教教誨への反応に関する情報資料の収集整理と会員への紹介
 - ⑤ 本派教誨師の「御同朋の社会をめざす運動」への積極的な取り組み
 - ⑥ 後継教誨師、篤志面接委員の養成
 - ⑦ 矯正施設及び関係諸機関との連携
 - ⑧ 教誨・篤志面接活動のあり方の自己点検
4. 活動内容
 - ① 幹事会
【期日】6月13日（木）
【場所】本願寺広島別院
 - ② 2024年度 総会
【期日】6月13日（木）
【場所】本願寺広島別院
 - ③ 管区支部研修会（安芸教区支部担当）
【期日】1月28日(火)～29日（水）
【場所】本願寺広島別院、広島刑務所
 - ④ 現地研修会
【期日】
【場所】

以上

2024(令和6)年度 安芸教区講社協議会 活動計画

- 目 的 全国の講社および講員相互の連絡提携と親睦を図り、講社に交付されたご消息の趣旨を体して、本願寺護持の意識を高揚し、それぞれの歴史と伝統を踏まえて、宗門興隆のため時代即応の講社活動を展開し、もって教法の弘通に資することを目的とする。
- スローガン 和顔愛語
- 活動方針 本願寺の所属団体である講社の一員として、「和顔愛語」のスローガンのもと、目的達成のため、積極的に講社活動に取り組む。
- 事業計画 (1) 講社活動推進に向けた積極的な取り組み
①各講社の活動展開
②後継者の育成
③地域寺院との連絡提携
(2) 本山法要への参拝、並びに行事への参加
(3) 中・四国ブロック講社講員研修会、教区講社協議会研修会への講員の参加
- そ の 他 (1) 宗門の御同朋の社会をめざす運動に基づき、現実の課題(貧困問題等)に取り組む。
(2) ご消息のお心を体し、講社の使命の重大なことを深く心に入れて、一人でも多くの人にみ教えを伝えて講社の充実につとめる。
- 活動計画 ◆教区開催
①前期研修会・公開講座
期 日 2024(令和6)年7月24日(水)10:00~14:45
会 場 研 修 会: 本願寺広島別院 共命ホール
公開講座: " 本堂

②後期研修会・公開講座
期 日 2025(令和7)年2月5日(水)10:00~14:45
会 場 研 修 会: 本願寺広島別院 共命ホール
公開講座: " 本堂

③役員会 必要に応じて随時開催

◆本山・ブロック開催
①中・四国ブロック講社講員研修会 (安芸教区担当)
期 日 11月12日(火)~13日(水)
会 場 ホテル賀茂川荘

以 上

2024(令和6)年度 安芸教区門徒推進員連絡協議会 活動計画

(目的) 規約より

本会は門徒推進委員要綱に基づいて、会員相互の連絡及び親睦をはかるとともに話し合いの場をもち、周囲の人々へ働きかける活動家として、宗門の「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」に取り組むことを目的とする。

なお、会員の活動の場はあくまでも組・寺院の教化団体並びに地域であり、住職・門徒総代等の寺院役員、あるいは教化団体の幹部等と協力し、相互の理解のもとに運動推進に取り組む。

教 区 行 事

(1) 世話役会(必要に応じて世話役会を開催)

①2024(令和6)年4月23日(火) 15:00～

(同日会計監査実施)

②2024(令和6)年6月19日(火) 13:00～

③2024(令和6)年8月22日(木) 15:00～

④2025(令和7)年1月23日(木) 15:00～

(2) 総会・前期研修会

期 日：2024(令和6)年6月8日(土) 14:00～

会 場：本願寺広島別院 安芸門徒会館「共命ホール」

講 師：海谷真之 師(佐伯沖組 光源寺住職)

講 題：お浄土をいただいて生きる

(3) 後期研修会

期 日：2024(令和6)年10月15日(火) 13:00～

会 場：戸河内ふれあいセンター(山県郡安芸太田町)

内 容：山県太田組主催「しんらんフェスティバル」に参加

備 考：整理券配布

※チケット代のかわりに懇志を受け付け

連 区 行 事

① 第4連区 門徒推進員連絡協議会 【担当：山陰教区】

期 日：2024(令和6)年7月16日(火)

会 場：各教区教務所(オンライン開催)

② 第4連区 門徒推進員実践運動研修会【担当：山陰教区】

期 日：2024(令和6)年10月27日(日)～28日(月)

会 場：玉造温泉「玉泉」

※バスで団体参加の予定

そ の 他

◇門徒推進員たより第14号発刊

◇連研のための研究会

◇連研履修者研修会

以 上

2024(令和6)年度 ビハーラ安芸 活動計画

1. 目 標 御同朋の社会をめざして

2. 活動方針

医療・福祉関係者等と共に協力し、病床や高齢者施設におられる方々、その家族の精神的な不安や苦悩に寄り添い和らげ、安住を促し、生き抜こうとされる方の支えになろうとすることを主眼とする活動を「ビハーラ活動」として提唱し振興する。

3. 重点項目

- ① 研修会・協議会の充実。それらを通じてのネットワークづくりに取り組む。
- ② 勉強会・実践活動を通じて会員相互の理念構築と、現場での対応力を養成する。
- ③ 会員組織の強化と組織の運営について取り組む。

4. 活動内容

4月	17(水)会計監査 18(木)役員・運営委員会 24(水)ビハーラ安芸総会 26(金)ひうな荘実践活動①	10月	17(木)第4回のちをみつめる研修会 25(金)ひうな荘実践活動⑦
5月	31(金)ひうな荘実践活動②	11月	29(金)ひうな荘実践活動⑧
6月	27(木)第1回のちをみつめる研修会 28(金)ひうな荘実践活動③	12月	20(金)ひうな荘実践活動⑨
7月	17(水)第2回のちをみつめる研修会 26(金)ひうな荘実践活動④	1月	21(火)第5回のちをみつめる研修会 31(金)ひうな荘実践活動⑩
8月	30(金)ひうな荘実践活動⑤	2月	28(金)ひうな荘実践活動⑪
9月	20(金)第3回のちをみつめる研修会 27(金)ひうな荘実践活動⑥	3月	11(火)第6回のちをみつめる研修会 21(金)ひうな荘実践活動⑫

* 会 議 総会、役員・運営委員会(必要に応じて開催)

* ビハーラ啓発活動 入門講座(いのちをみつめる研修会) 年6回開催

* 実践活動 特別養護老人ホーム ひうな荘訪問 年12回開催
傾聴のための研修 年4回開催

* 現地学習会 社推協主催 開催予定

* 宗派行事 第28期ビハーラ活動者養成研修会
第4連区実習先 楽々園 kisui

〒731-513 広島市佐伯区楽々園5丁目15番22号

* 連区行事 ○第12回ビハーラ活動第4連区集会
日時：2024(令和6)年11月18日(月)～19日(火)
会場：本願寺広島別院「共命ホール」
○第4連区ビハーラ連絡協議会・代表者会
日時：2024(令和6)年7月18日(木)～19日(金)
会場：本願寺広島別院「大会議室」

以 上

2024(令和6)年度 社会福祉推進協議会安芸教区支部 事業計画

1. 目 標 御同朋の社会をめざして
2. 活動方針 教区社会部会と連携して研修会等を行い、教区内の地域社会・病院施設等における実践伝道の輪を広げる。
3. 事 業 (1)「地域お寺で出来る福祉活動」についての情報交換会の開催
＜対象：寺院関係者＞
(2)福祉学習会について継続した学びを行う
(3)矯正教化連盟,更生保護活動,ビハーラ活動と連携する
(4)別院帰敬式を受式される要介護者の支援
(5)その他

①総 会

日 時 2024(令和6)年7月10日(水) 15:00～
会 場 本願寺広島別院「大会議室」

②監 査

日 時 2024(令和6)年6月10日(月) 14:00～
会 場 本願寺広島別院「研修室①」

③福祉に関する研修会

期 日 2025(令和7)年2月頃
会 場 本願寺広島別院「共命ホール」
講 師 検討中

④別院帰敬式を受式される要介護者の支援

日 時 2024(令和6)年12月14日(土) 9:00 集合
会 場 本願寺広島別院「本堂」「共命ホール」

⑤現地学習会 <社推協主体>

日 時 未定
会 場 検討中

◇いのちをみつめる研修会への参加協力 ※年間6回開催

以 上

宗則・宗則施行条例・区令

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

平成二十四年二月十日

宗 則 第 十 四 号

改正平成二六一宗則七

平成二七一宗則六

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 重点プロジェクト (第三条・第四条)
- 第三章 実践運動の推進体制 (第五条)
 - 第一節 中央委員会 (第六条―第十一条)
 - 第二節 教区委員会 (第十二条―第十六条)
 - 第三節 組委員会 (第十七条・第十八条)
- 第四章 連区の実践運動 (第十九条・第二十条)
- 第五章 補則 (第二十一条・第二十二条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとするを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。
(「御同朋の社会をめざす運動」の推進)

第二条 前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という。)という。

- 2 総局は、基幹運動推進委員会設置規定(平成十四年宗則第十四号)による基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程(平成二十四年宗則第十二号。以下「組織規程」という。)第二条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。
- 3 実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

第二章 重点プロジェクト

(重点プロジェクト策定)

第三条 総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

3 総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

(重点プロジェクトの推進)

第四条 総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第三章 実践運動の推進体制

(設置)

第五条 第二条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特別委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

3 前二項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

第一節 中央委員会

(所掌事項)

第六条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二 実践運動の成果を点検、総括すること。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四 総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五 教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第七条 中央委員会は委員五十人以内で組織する。

2 委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について総長が委嘱する。

3 委員の任期は二会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して三期以上再任されることはできない。

4 委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

(委員長及び副委員長)

第八条 中央委員会に、委員長1人及び副委員長二人を置き、委員のうちから総長が指名する。

2 委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する。

(常任委員会)

第九条 中央委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する十人以上十五人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第十条 中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

(意見の聴取など)

第十一条 中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

2 開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

第二節 教区委員会

(所掌事項)

第十二条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 教区（以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。）における総合計画及び推進計画について協議すること。

二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四 組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第十三条 教区委員会は委員若干名で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

2 第七条第三項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。

(委員長及び副委員長)

第十四条 教区委員会に、委員長一人及び副委員長二人を置く。

2 委員長は教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(区令の制定)

第十五条 前三条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第七条第二項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特異性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

(事務担当)

第十六条 教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

第三節 組委員会

(組委員会)

第十七条 組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(準用規定)

第十八条 前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項（但し、委員が継続して再任されることが出来る期数の制限に関する規定を除く。）については、組委員会について準用する。

第四章 連区の実践運動

(連区の実践運動)

第十九条 総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

(各教区委員の連携及び協力)

第二十条 前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

第五章 補則

(所管部門)

第二十一条 実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

(宗達への委任)

第二十二条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附則

- 1 この宗則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規定（平成十四年宗則第十四号。以下「旧規定」という。）は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経営部門で、これを引き継ぐものとする。
- 4 総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

附則（平成二六・三・二一 一宗則七号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附則（平成二七・三・二四 一宗則六号）

この宗則は、発布の日から施行する。

「御同朋社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

平成二十四年三月七日 宗達第一号

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 中央委員会（第二条・第三条）
- 第三章 教区委員会（第四条一第七条）
- 第四章 組委員会（第八条・第九条）
- 第五章 連区の実践運動（第十条一第十二条）
- 第六章 補則（第十三条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成二十四年宗則第十四号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第二章 中央委員会

（職務）

第二条 宗則第三章第一節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第六条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

（組織基準）

第三条 宗則第七条第二項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

一 宗務機関を代表する者

- イ 本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者
- ロ 直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者
- ハ 総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者
- ニ 総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者
- ホ 総長が教区会議長のうちから指名する者
- ヘ 総長が組長のうちから指名する者

二 宗門関係団体を代表する者

- イ 総長が学事規程（平成二十四年宗則第十号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者
- ロ 総長が所属団体規程（昭和二十二年宗則第二十二号）その他諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

三 教区委員会を代表する者

- イ 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会を」という。）において、それぞれ選出された者
- ロ 「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

2 総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

第三章 教区委員会

（教区委員会の職務）

第四条 宗則第三章第二節の教区委員会は、同宗則第十二条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

2 教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第五条 教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

- 一 委員の資格、選任方法及び定数に関する事。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。
- 二 委員長及び副委員長に関する事。
- 三 常任委員会を設置する場合には、その旨を規定すること。
- 四 運営経費及び運営方法に関する事。
- 五 前各号のほか、必要な事。

2 前項の区令は、あらかじめ所務部（法制・訟務・契約事務担当）の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

（委員長代行の指名）

第六条 委員長は、宗則第十四条第三項の規定による副委員長のうちから一人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

（特区委員会）

第七条 第四条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

第四章 組委員会

（組委員会）

第八条 宗則第三章第三節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（組織・運営基準）

第九条 組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組

委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長がこれを行うものとする。

- 2 教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的な組織基準を作成することができる。
- 3 前項の組織基準を作成した場合においては、教務所長は、総局に届出るものとする。

第五章 連区の実践運動

(連区協議会)

第十条 宗則第四章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会（以下「連区委員会」という。）を設ける

(組織)

第十一条 連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、連区の編成に関する条例（平成十五年宗達第八号）第三条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。
- 3 委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でないときは、教務所長は委員となることができる。
- 4 会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

(事務局)

第十二条 連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

第六章 補則

(補則)

第十三条 この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附則

- 1 この宗達は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成十五年宗達第三号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この宗達施行の際現に廃止される旧条約に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。
- 4 本則第三章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

「御同朋の社会をめざす運動」安芸教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則(平成24年宗則第14号)及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例(平成24年宗達第1号)に基づき、安芸教区における「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という。)を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 安芸教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」安芸教区委員会(以下「教区委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画(以下「総合計画」という。)及び重点プロジェクト推進計画(以下「推進計画」という。)について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果と課題を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を、教区の現状に鑑みながら推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会(以下「組委員会」という。)その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会(以下「中央委員会」という。)に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 中央委員会委員の選出に関すること。
- 八 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員50人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。
- 3 前項のほか、教務所長は、特に必要があるときは、学識経験のある者について、委員の委嘱を進達することができる。

- 4 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 5 教務所長は、教区委員会の組織に当たっては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員の再任についての特例)

第4条の2 前条第4項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により、総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、総長が委嘱し、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員の互選による8人以上14人以内の常任委員で組織する。
- 3 常任委員会は、教区委員会が委託した事項及び臨時緊急の必要ある事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当たり、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第 10 条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この区令は、2012(平成 24)年 4 月 1 日から施行する。

(従前の区令の廃止)

2 安芸教区基幹運動推進委員会設置規則(平成 15 年安芸教区区令第 1 号。以下「旧区令」という。)は、廃止する。

(成果等の引継)

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく安芸教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果と課題については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする。

附 則

この区令は、教区会の議決を得た日(平成 28 年 3 月 23 日)から施行する。

附 則

この区令は、教区会の議決を得た日(平成 30 年 3 月 29 日)から施行する。

名 簿

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）安芸教区委員会

任期：2024(令和6)年4月1日～2026(令和8)年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	安芸北	西林寺	河野行昭	委員長・中央委員	24	深川	安楽寺	武田慶之	
2	黒瀬	清誓寺	土肥泉州	副委員長	25	広島北	徳行寺	三ヶ本義幸	教区重プロリーダー 常任委員
3	呉東組	寶徳寺	平原弘史	副委員長	26	佐伯東	教安寺	故選義法	常任委員
4	豊田東	寂静寺	豊水正見		27	佐伯沖	妙覚寺	長坂大然	常任委員
5	賀茂東	長照寺	松枝 崇		28	浦	信楽寺	廣幡康祐	常任委員
6	高田東	願船寺	設樂典弘		29	広陵西	光圓寺	飯田 通	常任委員
7	高田西	長楽寺	吉川創信		30	志和	照榮寺	井口英隆	常任委員
8	高田北	浄正寺	児玉竹丸		31	安芸南	明西寺	森谷孝史	常任委員
9	浦	妙専寺	田阪法雄		32	東広島	西福寺	根来 暁	常任委員
10	東広島	養國寺	藤原正語		33	深川	圓正寺	久留島法暁	教区重プロサブリーダー 常任委員
11	志和	報専坊	松島純以		34	佐伯東	善正寺	西川美幸子	常任委員
12	安芸南	善正寺	木村善友		35	沼田	願行寺	東岸和子	
13	広島北	勝圓寺	勝岡義弘		36	佐伯沖	光源寺	古居俊彦	常任委員
14	山県東	勝龍寺	吉川俊成		37	呉東	真光寺	立花資識	常任委員
15	山県西	蓮光寺	泉谷多聞		38	安芸北	専念寺	霊岳弘志	
16	山県中	淨圓寺	圓山龍寿		39	広島北	超円寺	篠原典祐	
17	山県太田	西善寺	正山幸夫		40	広陵東	専光寺	三村邦雄	常任委員
18	広陵東	順教寺	潤居秀顕		41	広陵東	千暁寺	日下正実	
19	佐伯東	法専寺	亀井顕雄		42	呉東	浄徳寺	門田常雄	
20	佐伯西	順広寺	御雲尚真		43	志和	照榮寺	杉本千賀子	常任委員
21	佐伯奥	最禪寺	森下洋壮		44	高田東	妙國寺	斯波 徹	
22	沼田	教徳寺	黒田慶哉		45	高田東	浄満寺	中村和行	
23	呉東	称名寺	南 秀和		46	高田東	正善寺	福間孝範	

安芸教区 組重点プロジェクトリーダー・サブリーダー

任期：2024(令和6)年4月1日～2028(令和10)年3月31日

No.	組名	備考	所属寺	名前	No.	組名	備考	所属寺	名前
1	豊田東	リーダー	寂静寺	豊水正見	20	山県西	リーダー	教信坊	青原慧水
2	賀茂東	リーダー	善立寺	加藤智暁	21		サブリーダー	正圓寺	都河普鈺
3		サブリーダー	元浄寺	近藤之善	22	山県中	リーダー	浄圓寺	圓山龍寿
4	高田東	リーダー	願船寺	設楽典弘	23	山県太田	リーダー	宗玄寺	林 文麿
5	高田西	リーダー	法圓寺	靈山維通	24	広陵東	リーダー	永照寺	龍永和成
6	高田北	リーダー	清凉寺	矢野和淨	25		サブリーダー	隆向寺	船橋周慈
7		サブリーダー	専教寺	筒井恵文	26	広陵西	リーダー	實相寺	相 正信
8	浦	リーダー	円照寺	田坂量慈	27	佐伯東	リーダー	法専寺	亀井顕雄
9		サブリーダー	浄念寺	星野裕樹	28		サブリーダー	田中寺	岡部聖憲
10	東広島	リーダー	養國寺	藤原正語	29	佐伯西	リーダー	光明寺	日野浩爾
11		サブリーダー	浄福寺	金谷桂三	30	佐伯奥	リーダー	専立寺	能島美緒
12	志和	リーダー	光源寺	堀 靖史	31	佐伯沖	リーダー	徳正寺	護山智孝
13		サブリーダー	妙徳寺	大江利生	32	沼田	リーダー	光明寺	遠藤岳宣
14	安芸南	リーダー	善正寺	木村善友	33	黒瀬	リーダー	清誓寺	土肥泉州
15		サブリーダー	明法寺支坊	熊谷純行	34	呉東	リーダー	法幢寺	津立経治
16	安芸北	リーダー	覺法寺	花田哲哉	35		サブリーダー	真光寺	冷泉彰太
17	広島北	リーダー	徳行寺	三ヶ本義幸	36	深川	リーダー	順覚寺	檜崎一大
18		サブリーダー	万福寺	前寺信徳	37		サブリーダー	安楽寺	武田慶之
19	山県東	リーダー	光雲寺	行友静真					

安芸教区 教区会議員名簿

任期：2024(令和6)年4月1日～2028(令和10)年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	広陵西	善正寺	中川元慧	教区会議長	26	山県東	光雲寺	井丸義之	
2	佐伯奥	教覚寺	河野義刀	教区会副議長	27	山県西	勝應寺	清水教真	
3	豊田東	光顔寺	高橋英晶		28	山県西	小田寺	脇本哲自	
4	豊田東	正善寺	真田正典		29	山県中	安養寺	山内一道	
5	賀茂東	専徳寺	渡辺浄星		30	山県中	安養寺	内岡文吉	
6	賀茂東	専徳寺	田原克尚		31	山県太田	正音寺	大江 眞	
7	高田東	妙國寺	斯波 徹		32	山県太田	正音寺	藤井幸穂	
8	高田東	淨満寺	中村和行		33	広陵東	千曉寺	日下正実	
9	高田西	福泉坊	福間制意		34	広陵東	善徳寺	長瀬充良	
10	高田西	善立寺	三原功暉		35	広陵西	元成寺	磯淵光男	
11	高田北	高林坊	福間高顯		36	佐伯東	西楽寺	篁 宣之	
12	高田北	浄泉坊	岡崎 豊		37	佐伯東	光西寺	山木靖雄	
13	浦	長善寺	大内寛文		38	佐伯西	顯徳寺	日域 学	
14	浦	浄念寺	金森博泰		39	佐伯西	常念寺	川口正年	
15	東広島	西品寺	平賀弥泉		40	佐伯奥	西法寺	吉崎哲真	
16	東広島	眞光寺	前垣壽男		41	佐伯沖	勝善寺	法林英俊	
17	志和	天龍寺	天野英昭		42	佐伯沖	勝善寺	平本光男	
18	志和	光源寺	吉川和之		43	沼田	浄宗寺	竹林和貴	
19	安芸南	教法寺	鷹谷直至		44	沼田	明福寺	天満茂生	
20	安芸南	善正寺	鎌田正彌		45	黒瀬	清誓寺	土肥泉州	
21	安芸北	西林寺	河野行昭		46	黒瀬	西福寺	重河 格	
22	安芸北	品秀寺	末田 紘		47	呉東	眞光寺	寺西龍象	
23	広島北	超円寺	篠原典祐		48	呉東	光明寺	胡井曠荘	
24	広島北	正念寺	山崎正博		49	深川	順正寺	武田公裕	
25	山県東	教得寺	大佛尚道		50	深川	順覚寺	溝口光明	

安芸教区 組長名簿

任期：2024(令和6)年4月1日～2027(令和9)年3月31日

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	広陵西	報専坊	富樫恵生	組長代表	14	山県東	大福寺	水野了史	
2	賀茂東	明圓寺	内藤良照	組長副代表	15	山県西	浄土寺	朝枝泰善	
3	佐伯東	正楽寺	原田有浄	組長副代表	16	山県中	仙徳寺	精舎智明	
4	豊田東	常德寺	長谷川高広		17	山県太田	法専寺	佐々木亮	
5	高田東	正善寺	福間孝範		18	広陵東	法明寺	原田真澄	
6	高田西	善教寺	神根貴之		19	佐伯西	正行寺	松野和之	
7	高田北	了徳寺	宍戸隆尚		20	佐伯奥	教龍寺	兒玉宜明	
8	浦	善明寺	柄崎佳之		21	佐伯沖	徳正寺	河埜道眞	
9	東広島	慶徳寺	武田清澄		22	沼田	専念寺	清信 環	
10	志和	浄蓮寺	沼田典生		23	黒瀬	西教寺	吉盛大智	
11	安芸南	安定寺	熊谷栄治		24	呉東	寶徳寺	平原弘史	
12	安芸北	品秀寺	柳父正道		25	深川	善徳寺	山村圭司	
13	広島北	安楽寺	首藤龍磨						

重点プロジェクト部会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	広島北	徳行寺	三ヶ本義幸	部長	5	山県東	勝龍寺	吉川俊成	
2	安芸南	善正寺	木村善友	副部長	6	佐伯奥	最禪寺	森下洋壮	
3	賀茂東	長照寺	松枝 崇		7	沼田	教徳寺	黒田慶哉	
4	東広島	養國寺	藤原正語		8	深川	圓正寺	久留島法暁	

人権・平和部会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	佐伯東	教安寺	故邇義法	部長	8	山県太田	報正寺	城山大賢	
2	賀茂東	品立寺	山城智哉	副部長	9	広陵東	明教寺	叶 裕子	
3	浦	妙専寺	田阪法雄	副部長	10	佐伯東	法専寺	亀井顕雄	
4	賀茂東	見正寺	志摩寛仁		11	佐伯沖	徳正寺	河埜道眞	
5	高田東	正善寺	福岡孝範		12	黒瀬	清誓寺	土肥泉州	
6	高田北	浄正寺	児玉竹丸		13	深川	安楽寺	武田慶之	
7	広島北	勝圓寺	勝岡義弘						

社会部会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	佐伯沖	妙覚寺	長坂大然	部長	8	山県西	蓮光寺	泉谷多聞	
2	山県中	淨圓寺	圓山龍寿	副部長	9	山県西	教信坊	青原慧水	
3	豊田東	寂静寺	豊水正見		10	佐伯東	延命寺	徳永道隆	
4	高田東	正林寺	戸田真紀子		11	佐伯西	順広寺	御雲尚真	
5	高田北	西勝寺	毛利宣生		12	佐伯奥	専念寺	香川一弘	
6	浦	信楽寺	廣幡 彩		13	黒瀬	慶雲寺	行友由美子	
7	志和	報専坊	松島純以		14	深川	西福寺	福永和哉	

門信徒教化部会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	浦	信楽寺	廣幡康祐	部長	9	広島北	超円寺	上久保香代子	
2	山県太田	常慶寺	高山智史	副部長	10	広陵東	順教寺	瀧居秀顕	
3	高田北	清涼寺	矢野和浄		11	佐伯奥	妙安寺	新庄久美子	
4	東広島	西楽寺	福井泰史		12	佐伯沖	妙覚寺	長坂貞則	
5	志和	照榮寺	杉本千賀子		13	沼田	蓮光寺	松陰宏顕	
6	安芸南	西教寺	岩崎智寧		14	呉東	称名寺	石橋純誓	
7	安芸北	西光寺	猪野一乗		15	深川	圓正寺	久留島法暁	
8	広島北	報恩寺	高蔵大樹						

DX推進部会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	広陵西	光圓寺	飯田 通	部長	5	山県太田	西善寺	正山幸夫	
2	高田西	長楽寺	吉川創信	副部長	6	広陵東	海宝寺	長門義城	
3	高田東	願船寺	設楽典弘		7	沼田	教雲寺	藤井大樹	
4	東広島	西福寺	根来 暁		8	呉東	称名寺	南 秀和	

ご縁づくり推進委員会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	志和	照榮寺	井口英隆	委員長	20	佐伯東	正覺寺	瀧淵孝実	
2	豊田東	西光寺	田坂 亮		21	佐伯西	常念寺	洲山弘昭	
3	賀茂東	明円寺	内藤良誠		22	佐伯奥	法性寺	高都持大道	
4	賀茂東	教得寺	加藤広慶		23	佐伯沖	専念寺	寺尾崇史	
5	高田東	圓光寺	安部寿典		24	沼田	勝想寺	龍田淳心	
6	高田東	妙國寺	斯波 徹		25	黒瀬	源光寺	安長照道	
7	高田西	圓淨寺	秋田浩紀		26	呉東	西光寺	藤瀬和亮	
8	高田北	西蓮坊	西 勝海		27	深川	西善寺	多田浩司	
9	浦	長命寺	安長良晃		28	呉東	真光寺	立花資識	
10	東広島	真光寺	武島崇仁		29	佐伯沖	光源寺	古居俊彦	
11	安芸南	誓光寺	細馬潤弥		30	呉東	浄徳寺	門田常雄	
12	安芸北	長谷寺	京極 真		31	佐伯西	善正寺	西川美幸子	
13	広島北	東善坊	龍花了相		32	山県中	淨圓寺	圓山龍寿	
14	山県東	光雲寺	行友靜真		33	沼田	願行寺	東岸和子	
15	山県西	超専寺	上原顕照		34	広島北	超円寺	篠原典祐	
16	山県中	香源寺	三谷 隆		35	志和	照榮寺	杉本千賀子	
17	山県太田	西方寺	河野義範		36	深川	圓正寺	久留島法暁	
18	広陵東	西應寺	平 慈敬		37	安芸北	専念寺	霊岳弘志	
19	広陵西	法縁寺	大森顕乗		38	広陵東	専光寺	三村邦雄	

勤式推進委員会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	安芸南	明西寺	森谷孝史	委員長	18	山県中	西樂寺	西楽惠達	
2	広陵東	永光寺	永光聖法	副委員長	19	山県太田	正覺寺	清胤弘英	
3	豊田東	浄泉寺	加藤英象		20	広陵東	報恩寺	久保田晃裕	
4	賀茂東	善立寺	加藤智暁		21	広陵西	元成寺	藤末 真	
5	高田東	西光寺	越智玄雄		22	広陵西	実相寺	相 正信	
6	高田西	法専寺	臺 澄心		23	佐伯東	蓮教寺	徳澤紀真	
7	高田北	高林坊	福間正顕		24	佐伯東	浄土寺	麻生亮樹	
8	浦	照蓮寺	高間浄彰		25	佐伯西	勝善寺	醍醐敬信	
9	東広島	徳行寺	景山晃之		26	佐伯奥	正向寺	櫻井光寿	
10	東広島	正福寺	青山敬正		27	佐伯奥	西福寺	高都持称	
11	志和	長松寺	笠岡潤一		28	佐伯沖	妙覺寺	長坂大普	
12	安芸南	浄心寺	大江弘宣		29	沼田	光隆寺	光寺清雄	
13	安芸北	西福寺	北小路清道		30	沼田	専蔵坊	鷺山慈祥	
14	広島北	称名寺	村上 尚		31	黒瀬	徳正寺	有谿賢友	
15	山県東	勝龍寺	吉川俊成		32	呉東	浄徳寺	新田竜也	
16	山県東	教得寺	大佛顕正		33	深川	明光寺	牛尾誠哉	
17	山県西	浄土寺	朝枝泰善						

教区報編集委員会

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	東広島	西福寺	根来 暁	委員長	3	佐伯東	最廣寺	竹林地俊人	
2	高田西	圓淨寺	秋田浩紀		4	呉東	真光寺	寺西龍珠	

安芸教区布教団役員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	安芸教区教務所長		柴 俊英	団長	12	志和	光源寺	岡本法治	
2	高田東	圓光寺	安部敏孝	副団長	13	安芸北	龍仙寺	武田一真	
3	安芸北	西林寺	河野行昭	副団長	14	山県西	淨土寺	朝枝泰善	
4	佐伯奥	最禪寺	米田順昭	副団長	15	広陵西	西念寺	宮武大悟	
5	東広島	西福寺	根来 暁	監査	16	佐伯東	光乘寺	渡邊幸司	
6	佐伯沖	光源寺	海谷真之	監査	17	佐伯東	光乘寺	中村啓誠	
7	深川	明光寺	牛尾かおり	監査	18	佐伯東	延命寺	徳永道隆	
8	高田西	福泉坊	福間制意		19	佐伯東	正楽寺	原田有浄	
9	高田西	長楽寺	吉川創信		20	佐伯奥	最広寺	中村英龍	
10	浦	宝泉寺	菅 知尚		21	佐伯沖	徳正寺	河埜道真	
11	浦	信楽寺	廣幡康祐		22	深川	圓正寺	久留島法暁	

安芸教区仏教婦人会連盟委員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	佐伯東	善正寺	西川美幸子	委員長	14	高田北	清涼寺	光実真由美	
2	安芸南	西教寺	筒本 縁	副委員長・評議員	15	浦	圓照寺	中村悦子	
3	山県中	西楽寺	香川千賀子	副委員長	16	東広島	真光寺	溝田勝子	
4	豊田東	圓妙寺	奥村真子	常任委員	17	志和	淨蓮寺	寺田秀子	
5	高田東	正善寺	高林美佐子	常任委員	18	安芸北	光教坊	小松里美	
6	山県太田	専正寺	田辺雅代	常任委員	19	広島北	徳行寺	河内英子	
7	広陵西	正善坊	森脇 恵	常任委員	20	山県東	光明寺	大本留美	
8	深川	安楽寺	西谷信子	常任委員	21	山県西	正円寺	長廣多美子	
9	佐伯奥	大通寺	吉田美幸	監事	22	広陵東	正光寺	山崎深雪	
10	黒瀬	清誓寺	堀井盛子	監事	23	佐伯西	専念寺	田阪淑江	
11	呉東	善通寺	亀樋富志子	監事	24	佐伯沖	光源寺	久保田妙子	
12	賀茂東	徳正寺	正田和子		25	沼田	明圓寺	市場香代子	
13	高田西	法専寺	吉川康子						

寺族婦人連盟役員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	沼田	願行寺	東岸和子	委員長	14	山県東	大福寺	水野章子	
2	志和	西蓮寺	西浦あかね	副委員長	15	山県西	浄土寺	朝枝真夕美	
3	安芸北	長慶寺	福島由理	副委員長	16	山県中	仙徳寺	精舎由美子	
4	浦	長善寺	大内多恵	監査	17	山県太田	善教寺	川野 縁	
5	東広島	正福寺	青山菜々恵	監査	18	広陵東	永光寺	永光智香	
6	深川	順覚寺	檜崎 舞	監査	19	広陵西	報専坊	富樫章子	
7	豊田東	圓妙寺	高浦かや子		20	佐伯東	正蓮寺	宗像文恵	
8	賀茂東	明寶寺	藤井和代		21	佐伯西	常念寺	洲山千穂美	
9	高田東	満得寺	下間恭子		22	佐伯奥	妙安寺	河野善江	
10	高田西	明善寺	伊藤若枝		23	佐伯沖	光源寺	海谷真貴子	
11	高田北	明泉寺	六郷早苗		24	黒瀬	慶雲寺	行友由美子	
12	安芸南	蓮生寺	廣田智恵		25	呉東	善通寺	嬰木英子	
13	広島北	妙法寺	水戸弓代						

仏教壮年会連盟理事

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	佐伯沖	光源寺	古居俊彦	理事長	15	浦	長命寺	坂田壽男	
2	賀茂東	立栄寺	吉川秀幸	副理事長	16	東広島	西楽寺	財満久志	
3	佐伯奥	最禅寺	森下洋壮	副理事長	17	志和	妙徳寺	本藤光宣	
4	高田北	正念寺	吉田 修	常任理事	18	安芸北	品秀寺	土井長 勉	
5	安芸南	善正寺	鎌田正彌	常任理事	19	広島北	東善坊	前坊洋志	
6	山県東	教得寺	三田正治	常任理事	20	山県西			選定中
7	広陵東	善徳寺	長瀬充良	常任理事	21	山県中	本立寺	清水誠二	
8	黒瀬	清誓寺	北臺守保	常任理事	22	山県太田	教念寺	佐々木昭典	
9	深川	西法寺	古河和博	常任理事	23	広陵西	報専坊	居升邦彦	
10	東広島	西楽寺	財満賢二	監査役	24	佐伯東	延命寺	田村敏文	
11	沼田	西正寺	小笠原秋夫	監査役	25	佐伯西	西蓮寺	上野寿幸	
12	豊田東	寂静寺	藤澤義澄		26	沼田	明法寺	正月良明	
13	高田東	長圓寺	沖増勝郎		27	呉東	善通寺	結城一男	
14	高田西			選定中					

仏教青年連盟委員

No.	組名	所属寺	単位会	名前	備考
1	呉東	真光寺	あすなる会	立花資識	委員長
2	沼田	浄行寺		濱本信太郎	副委員長
3	広陵東	西應寺		川本中心	副委員長
4	呉東	真光寺	あすなる会	寺西龍珠	青年教化指導員・監査
5	呉東	真光寺	あすなる会	日野英幸	
6	呉東	真光寺	あすなる会	美和竜治	
7	黒瀬	清誓寺	清誓寺	西野木省吾	
8	黒瀬	清誓寺	清誓寺	木原靖児	
9	黒瀬	清誓寺	清誓寺	片岡修理	
10	黒瀬	清誓寺	清誓寺	土肥清華	
11	佐伯東	正覚寺	—	瀧淵孝夷	青年教化指導員

スカウトクラブ役員

No.	団名	組名	所属寺	名前	備考
1	BS安芸11団	安芸北	専念寺	霊岳弘志	理事長
2	BS安芸4団	安芸北	西光寺	猪野一乗	常任理事
3	BS安佐6団	沼田	専念寺	龍山永明	常任理事
4	BS佐伯6団	佐伯東	光禅寺	上本貴庸	常任理事
5	GS広島17団	安芸北	専念寺	霊岳郁子	常任理事
6	BS広島27団	広陵東	安楽寺	岩瀬 満	監査
7	GS広島19団	安芸北	専念寺	小川景子	監査
8	BS安芸11団	安芸北	専念寺	霊岳文悠	
9	BS安芸9団	安芸北	長慶寺	福島達暁	
10	BS安芸9団	安芸北	長慶寺	戸川忠司	
11	BS安芸4団	安芸北	西光寺	郷地秀昭	
12	BS安佐3団	沼田	浄宗寺	釈 徳水	
13	BS安佐3団	沼田	浄宗寺	政 泰治	
14	BS安佐6団	沼田	専念寺	藤井良治	
15	BS広島27団	広陵東	安楽寺	駒井高治	
16	BS広島29団	沼田	光明寺	遠藤岳宣	
17	BS広島29団	沼田	光明寺	西浜清士	
18	BS広島2団	広陵西	善正寺	中川元慧	
19	BS広島2団	広陵西	善正寺	永井清照	
20	BS佐伯5団	佐伯西	西向寺	板垣公裕	
21	BS佐伯5団	佐伯西	西向寺	西田弘展	
22	GS広島19団	安芸北	専念寺	吉岡要子	
23	BS佐伯6団	佐伯東	光禅寺	星月 空	
24	GS広島17団	安芸北	専念寺	田畑とみ子	

少年連盟役員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	山県中	浄圓寺	圓山龍寿	委員長	14	安芸南	南林寺	瀧本裕海	
2	広島北	浄国寺	山村 崇	副委員長	15	安芸北	長谷寺	京極 真	
3	黒瀬	西教寺	吉盛大智	副委員長	16	山県東	教得寺	大佛顕正	
4	沼田	浄宗寺	竹林景潤	監査	17	山県西	超専寺	上原顕照	
5	深川	西善寺	多田浩司	監査	18	山県太田	正福寺	宍戸心平	
6	豊田東	光顔寺	高橋了英		19	広陵東	西應寺	平 慈敬	
7	賀茂東	教得寺	加藤広慶		20	広陵西	西正寺	石井智章	
8	高田東	圓光寺	安部寿典		21	佐伯東	正覚寺	瀧淵孝実	
9	高田西	善立寺	松林大地		22	佐伯西	大龍寺	二階堂和美	
10	高田北	敬覚寺	高橋俊道		23	佐伯奥	法性寺	高都持大道	
11	浦	超専寺	水野 香		24	佐伯沖	光源寺	海谷真之	
12	東広島	専立寺	和泉侑証		25	呉東	住蓮寺	豊原正史	
13	志和	照榮寺	井口英隆						

保育連盟役員

No.	施設名	名前	備考	No.	施設名	名前	備考
1	可部ふたば幼稚園	篠原典祐	理事長	12	さつきヶ丘こども園	小林毅緒	
2	蔵迫こども園	吉川俊成	副理事長	13	永照幼稚園	龍永和成	
3	中島保育園	上園 陽	副理事長	14	ほうりん東野幼稚園	宮武紗和子	
4	認定賀茂川こども園	柄崎佳之	監事	15	至徳学園	篁 宣之	
5	鈴張こども園	長尾淳志	監事	16	楽々園ルンビニ幼稚園	星月信之	
6	明和保育園	大江良子		17	とも認定こども園	龍山永明	
7	聖徳幼稚園	猪野一乗		18	保育所 みのり愛児園	福島ニール圭治	
8	ひかり幼稚園	柳父正道		19	名田保育園	桑原昭信	
9	本浦幼稚園	廣濟兼壽		20	真和保育園	藤井 晃	
10	三入幼稚園	龍花康丸					
11	壬生こども園	大佛尚道					

安芸教区門徒総代会役員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	広陵東	専光寺	三村邦雄	会長	14	志和	天龍寺	川根省三	
2	広陵西	元成寺	磯淵光男	副会長	15	安芸南	堅徳寺	兼重卓郎	
3	佐伯奥	教覚寺	河野義刀	副会長	16	安芸北	品秀寺	末田 紘	
4	佐伯沖	勝善寺	平本光男	副会長	17	広島北	妙法寺	荒川三好	
5	高田東	浄満寺	中村和行	監査	18	山県東	光明寺	道川彰司	
6	佐伯西	勝善寺	田淵清文	監査	19	山県西			選定中
7	呉東	光明寺	胡井曠莊	会計	20	山県中	善浄寺	今田壽之	
8	豊田東	浄泉寺	小林弘晃		21	山県太田	善教寺	児玉文雄	
9	賀茂東	順教寺	戸光正彦		22	佐伯東	田中寺	増田昭美	
10	高田西	圓浄寺	大内正浩		23	沼田	西導寺	田上康則	
11	高田北	浄正寺	豊原稔和		24	黒瀬	源光寺	森島國明	
12	浦	蓮光寺	柏迫孝治		25	深川	善徳寺	河野佑一	
13	東広島	善教寺	石原賢治						

矯正教化連盟安芸教区支部役員

No.	施設名	役職	組名	寺院名	氏名	備考
1	広島刑務所	教誨師	安芸教区教務所長		榮 俊英	支部長
2	広島刑務所・広島拘置所	教誨師	広陵東	千暁寺	日下正実	副支部長
3	広島刑務所	教誨師	浦	宝泉寺	菅 知尚	幹事
4	広島刑務所	教誨師	安芸北	品秀寺	柳父正道	幹事
5	広島刑務所	教誨師	佐伯沖	妙覚寺	長坂大然	幹事
6	広島拘置所	教誨師	佐伯沖	光源寺	海谷真之	幹事
7	広島少年院	教誨師	賀茂東	見正寺	志摩寛仁	幹事
8	貴船原少女苑	教誨師	佐伯東	延命寺	徳永道隆	幹事
9	広島刑務所	教誨師	安芸北	寶海寺	熊谷常照	監査
10	広島刑務所	教誨師	佐伯奥	最広寺	中村英龍	監査
11	広島刑務所	教誨師	安芸南	本徳寺	辻 豊俊	
12	広島刑務所	教誨師	佐伯沖	妙覚寺	長坂大普	
13	広島少年院	教誨師	賀茂東	善立寺	加藤智暁	
14	広島少年院	教誨師	東広島	教順寺	戸島崇文	
15	広島少年院	教誨師	東広島	専立寺	和泉浄史	
16	広島少年院	篤志面接委員	東広島	西福寺	根来 暁	

安芸教区講社協議会役員

No.	講社名	講長	役職
1	呉東組聞名講	門田常雄	会長
2	安芸十日御頭講	小笠原晋	副会長
3	切串正念寺講	上口 敬	副会長
4	青桃聞信講	田丸信浄	監査
5	観音沖中十六日講	多田栄行	監査
6	白石講	神垣春枝	
7	法輪会講	広陵西組 西念寺	

安芸教区門徒推進員連絡協議会世話役

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	志和	照榮寺	杉本千賀子	代表	7	安芸北	龍仙寺	武田智子	
2	黒瀬	清誓寺	堀岡 茂	副代表	8	広島北	養専寺	沖本早苗	
3	広島北	超円寺	上久保香代子	監査	9	山県太田	明法寺	中尾 毅	
4	沼田	教円寺	木村康雄	監査	10	広陵東	安楽寺	花房ひろ子	
5	高田北	清涼寺	新家好子		11	黒瀬	清誓寺	樋高友子	
6	東広島	西楽寺	財満久志		12	深川	順覚寺	広本文子	

ビハーラ安芸役員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	高田東	妙國寺	斯波 徹	会 長	8	安芸南	浄泉寺	東元晃慈	
2	広陵東	西向寺	佐々木敏夫	副会長	9	安芸南	善正寺	木村善友	
3	佐伯東	延命寺	徳永道隆	副会長	10	安芸南	西教寺	濱井歸道	
4	広陵東	進徳寺	田中晃敬	監 査	11	安芸北	随泉寺	鎌田哲成	
5	沼田	教雲寺	藤井聡之	監 査	12	広島北	徳行寺	三ヶ本義唯	
6	浦	信楽寺	廣幡 彩		13	広陵東	眞行寺	吉村信子	
7	東広島	教正寺	武田義香		14	佐伯沖	妙覚寺	長坂大然	

社会福祉推進協議会安芸教区支部役員

No.	組名	所属寺	名前	備考	No.	組名	所属寺	名前	備考
1	安芸教区教務所		榮 俊英	支部長	9	浦組	信楽寺	廣幡 彩	
2	佐伯沖	妙覚寺	長坂大然	副支部長	10	志和	報専坊	松島純以	
3	山県中	淨圓寺	圓山龍寿	副支部長	11	山県西	教信坊	青原慧水	
4	山県西	蓮光寺	泉谷多聞	監査	12	佐伯東	延命寺	徳永道隆	
5	佐伯奥	専念寺	香川一弘	監査	13	佐伯西	順広寺	御雲尚真	
6	豊田東	寂静寺	豊水正見		14	黒瀬	慶雲寺	行友由美子	
7	高田東	正林寺	戸田真紀子		15	深川	西福寺	福永和哉	
8	高田北	西勝寺	毛利宣生						